

第 3 分 科 会 (No. 5)

1 日 時 令和 7 年 9 月 2 4 日 (水)

午前 1 0 時 0 0 分 開会

午後 0 時 1 3 分 休憩

午後 1 時 1 0 分 再開

午後 3 時 3 0 分 閉会

2 場 所 第 2 委員会室

3 出席委員 (1 7 人)

主 査	中 島 隆 治	副 主 査	田 仲 常 郎
委 員	佐 藤 栄 作	委 員	戸 町 武 弘
委 員	片 山 尹	委 員	日 野 雄 二
委 員	田 中 元	委 員	たかの 久仁子
委 員	成 重 正 丈	委 員	森 結実子
委 員	泉 日出夫	委 員	山 崎 英 樹
委 員	山 内 涼 成	委 員	荒 川 徹
委 員	奥 村 直 樹	委 員	村 上 さとこ
委 員	井 上 純 子		
(委 員 長	木 畑 広 宣	副 委 員 長	小 宮 けい子)

4 欠席委員 (0 人)

5 出席説明員

都市整備局長	持 山 泰 生	総務用地部長	井 上 尚 子
総 務 課 長	平 野 伸 治	道 路 部 長	北 島 徳 隆
管 理 課 長	大 江 晃	道路維持課長	下 田 憲 治
長寿命化対策課長	川 原 俊 一	道路計画課長	楠 根 経 年
河川公園部長	竹 島 久 美	水 環 境 課 長	進 藤 健 治
河川整備課長	若 本 晃 一	神嶺川旦過地区整備室長	草 野 尚 嗣
公園管理課長	岡 村 宏 幸	みどり公園課長	稲 木 禎 徳
住 宅 部 長	今 崎 頼 子	住宅計画課長	藤 尾 直 彦
住宅管理課長	岩 本 浩 幸	住宅整備課長	崎 田 禎 之

建 築 部 長 彌 榮 高 広 建築支援課長 石 原 賢 一
外 関係職員

6 事務局職員

委 員 係 長 伊 藤 大 志 議 事 係 長 佐々木 雄一郎

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	議案第86号 令和6年度北九州市一般会計決算についてのうち所管分	議案の審査を行った。
2	議案第91号 令和6年度北九州市土地区画整理特別会計決算について	
3	議案第95号 令和6年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算について	
4	議案第96号 令和6年度北九州市土地取得特別会計決算についてのうち所管分	

8 会議の経過

○主査（中島隆治君）開会します。

本日は、都市整備局関係議案の審査を行います。

議案第86号のうち所管分、91号、95号及び96号のうち所管分の以上4件を一括して議題といたします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いいたします。なお、議案説明は着席のままで受けます。

それでは、説明を求めます。都市整備局長。

○都市整備局長 決算特別委員会第3分科会委員の皆様におかれましては、日頃から都市整備行政につきまして御指導、御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

都市整備局では、主に都市基盤や市有施設の整備等により市民生活を支える役割を担っており、1つに道路、公園、河川の整備、維持管理、長寿命化や地域拠点の再整備、公共空間の利活用による地域の魅力向上などの着実な推進、2つに民間住宅の利活用等による市営住宅の集約再配置の推進と住宅セーフティネットの中心である市営住宅の持続可能な運営、3つに市有建築物における脱炭素にも配慮した整備や老朽化対策、公共施設マネジメントなどにおける技術支援などに取り組んでございます。

詳細につきましては、総務用地部長より御説明させていただきます。よろしく御審議の上、

御賛同をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○主査（中島隆治君） 総務用地部長。

○総務用地部長 着座の上、説明させていただきます。

それでは、都市整備局所管の決算議案 4 件及び指定管理者の評価結果について、タブレット配付資料により説明します。

タブレットの令和 6 年度歳出決算総括表の都市整備局所管分をお願いします。

初めに、歳出決算の総額について説明します。

参考と見出しのある一番下の表、一般会計と 3 つの特別会計を合わせた歳出決算の総額は、予算現額 565 億 5,189 万円に対し、支出済額 428 億 4,902 万円で、翌年度繰越額 77 億 1,644 万円を含めた執行率は 89.4%となっています。

次に、歳入歳出決算について、令和 6 年度歳入歳出決算事項別明細書により、議案順に説明します。なお、金額は万円単位とします。

まず、議案第 86 号、令和 6 年度北九州市一般会計決算のうち所管分です。

タブレットの 15 ページをお願いします。

まず、歳入です。

歳入は、主な目について説明します。

表の一番下、17 款 1 項 8 目土木使用料、右ページの 3 列目、収入済額 10 億 4,897 万円のうち、所管分は 10 億 4,078 万円で、道路、河川、公園の占用料などです。

次のページです。

上から 2 つ目、10 目建築行政使用料、収入済額 57 億 7,985 万円は、市営住宅使用料などです。

タブレットの 20 ページをお願いします。

上から 2 つ目、18 款 2 項 8 目土木費国庫補助金、収入済額 55 億 7,385 万円のうち、所管分は 5 億 7,221 万円で、道路、河川、公園などに係る国庫補助金です。

2 つ下、10 目建築行政費国庫補助金、収入済額 17 億 2,843 万円のうち、所管分は 15 億 7,294 万円で、市営住宅などに係る国庫補助金です。

タブレットの 28 ページをお願いします。

上から 2 つ目、22 款 2 項 1 目都市高速鉄道等整備基金繰入金、収入済額 29 億 9,040 万円のうち、所管分は 21 億 2,300 万円で、折尾地区土地区画整理事業などに充当するため当該基金から繰り入れたものです。

タブレットの 36 ページをお願いします。

一番上、25 款 1 項 7 目土木債、収入済額 125 億 3,660 万円のうち、所管分は 120 億 4,160 万円で、道路、河川、公園などに係る市債です。

2 つ下、9 目建築行政債、収入済額 17 億 9,500 万円は、市営住宅に係る市債です。

タブレットの 83 ページをお願いします。

次に、歳出です。

歳出は、目ごとに説明します。

ページの中ほど、9款1項1目職員費、右ページの2列目、支出済額44億2,226万円のうち、所管分は34億9,632万円で、職員413人分の人件費です。

一番下、2項1目土木総務費、支出済額6億4,995万円は、道路、河川の台帳整備や放置自転車対策事業などの経費です。

次のページです。

上から1つ目、3項1目道路維持費、支出済額85億3,512万円のうち、所管分は84億8,112万円で、側溝のしゅんせつ、除草などの維持修繕や橋りょう、トンネルの長寿命化事業などの経費です。

その2つ右の列、繰越明許費20億2,949万円は、国道322号ほか32路線の維持経費を今年度へ繰り越したものです。

一番下、2目道路新設改良費、支出済額33億5,829万円は、恒見朽網線や国道211号などの新設改良経費です。

繰越明許費6億9,088万円は、国道211号ほか8路線の整備費を今年度へ繰り越したものです。

次のページです。

上から1つ目、3目交通安全施設等整備費、支出済額18億9,410万円は、交差点改良や歩道整備などの経費です。

繰越明許費5億6,348万円は、三萩野魚町線ほか15路線の整備費を今年度へ繰り越したものです。

一番下、4目道路景観整備費、支出済額1億4,113万円は、紫川10橋改修事業や中央分離帯防草対策などの景観整備経費です。

繰越明許費7,454万円は、紫川10橋改修事業ほか2路線の整備費を今年度へ繰り越したものです。

次のページです。

上から1つ目、4項1目河川維持費、支出済額4億1,050万円は、河川の美化、しゅんせつ、維持補修などの経費です。

その下、2目河川改良費、支出済額26億2,489万円は、重点河川整備事業や豪雨災害から市民を守る緊急対策事業などの経費です。

繰越明許費16億2,652万円は、江川ほか17河川の改良費を今年度へ繰り越したものです。

次のページをお願いします。

上から1つ目、5項1目都市計画総務費、支出済額10億5,548万円のうち、所管分は14万円で、公用車リース料です。

次のページをお願いします。

上から2つ目、3目街路事業費、支出済額42億8,795万円のうち、所管分は40億9,579万円で、戸畑枝光線や折尾地区総合整備事業の連続立体交差事業などの整備費です。

繰越明許費6億6,849万円は、戸畑枝光線ほか9路線及び折尾地区総合整備事業の街路事業費を今年度へ繰り越したものです。

次のページです。

一番上、4目公園管理費、支出済額27億4,441万円のうち、所管分は18億1,771万円で、公園、霊園、街路樹等の維持管理などの経費です。

一番下、5目公園建設費、支出済額20億630万円のうち、所管分は19億8,190万円で、桃園公園等施設再配置推進事業や地域に役立つ公園づくり事業などの経費です。

繰越明許費6億227万円は、山田緑地のほか18公園の整備費を今年度へ繰り越したものです。タブレットの92ページです。

上から1つ目、6項1目繰出金、支出済額11億8,361万円は、土地区画整理特別会計及び土地取得特別会計への繰出金です。

タブレットの95ページです。

上から2つ目、11款1項1目職員費、支出済額15億7,898万円のうち、所管分は11億1,918万円で、職員136人分の人件費です。

一番下、2項1目建築総務費、支出済額3億5,499万円のうち、所管分は1億3,533万円で、建築管理事務などの経費です。

次のページです。

一番上、2目住宅管理費、支出済額31億9,310万円は、市営住宅の各種工事や設備点検などの経費です。

次のページです。

上から1つ目、3項1目公営住宅建設費、支出済額17億4,675万円のうち、所管分は16億4,242万円で、春の町団地など老朽化した市営住宅の集約建て替えに要した経費です。

その下、2目既設住宅改善費、支出済額14億8,986万円は、市営住宅の外壁長寿命化や耐震改修などの経費です。

繰越明許費8,210万円は、耐震改修等の整備費を今年度へ繰り越したものです。

タブレットの113ページです。

上から2つ目、14款2項1目一般土木施設災害復旧費、支出済額1億7,007万円は、令和5年梅雨前線大雨により被災した道路、河川、公園及び令和6年梅雨前線大雨により被災した公園の復旧費です。

繰越明許費520万円は、和布刈公園の復旧費を今年度へ繰り越したものです。

一般会計決算の説明は以上です。

続きまして、都市整備局所管の3つの特別会計について説明します。

タブレットの139ページをお願いします。

まず、議案第91号、令和6年度北九州市土地区画整理特別会計決算について説明します。なお、本会計は折尾地区及び旦過地区土地区画整理事業に係るものです。

まず、歳入です。

歳入は、主な目について説明します。

目の欄の上から3つ目、2款1項1目土地区画整理事業費補助金、右のページの3列目、収入済額6億3,503万円は、折尾地区及び旦過地区土地区画整理事業に係る国庫補助金です。

一番下、4款1項1目一般会計繰入金、収入済額11億8,021万円は、折尾地区及び旦過地区土地区画整理事業の職員費等に係る一般会計からの繰入金です。

次のページです。

一番下、7款1項1目土地区画整理事業債、収入済額17億7,950万円は、折尾地区及び旦過地区土地区画整理事業に係る市債です。

次のページです。

次に、歳出です。

歳出は、目ごとに説明します。

上から1つ目、1款1項1目区画整理総務費、右のページの2列目、支出済額2億6,938万円は、区画整理事業に係る人件費などです。

2つ目、2目区画整理事業費、支出済額28億5,474万円は、折尾地区における宅地整備工事及び建物移転補償並びに旦過地区における埋蔵文化財調査及び建物移転補償などに要する経費です。

繰越明許費13億282万円は、折尾地区における道路改築工事及び建物移転補償並びに旦過地区における立体換地建築物整備などに要する経費を今年度へ繰り越したものです。

次のページです。

2項1目繰出金、支出済額6億1,178万円は、市債に係る利子等を公債償還特別会計に繰り出したものです。

土地区画整理特別会計決算の説明は以上です。

タブレットの159ページをお願いします。

続きまして、議案第95号、令和6年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算について説明します。

なお、本会計は、地域改善向け住宅新築資金等の貸付事務を行うために設置されましたが、平成8年度末で新規の貸付けを廃止していますので、現在は既存の貸付金の償還事務のみを行っています。

まず、歳入です。

歳入は、主な目について説明します。

目の欄の上から4つ目、2款1項1目繰越金、収入済額2億7,391万円は、前年度からの繰越金です。

1つ下、3款1項1目貸付金元利収入、収入済額189万円は、貸付金の元利収入です。

タブレットの161ページです。

次に、歳出です。

1款1項1目住宅新築資金等貸付償還事業総務費、右のページの2列目、支出済額5万円は、貸付金の償還事務に要した経費です。

住宅新築資金等貸付特別会計決算の説明は以上です。

タブレットの163ページをお願いします。

続きまして、議案第96号、令和6年度北九州市土地取得特別会計決算のうち所管分について説明します。

まず、歳入です。

歳入は、主な目について説明します。

目の欄の上から2つ目、1款2項1目不動産売払収入、収入済額17億1,065万円のうち、所管分は9億8,667万円で、用地買戻しに伴う不動産売払収入です。

2つ下、3款1項1目土地先行取得債、収入済額2億3,810万円のうち、所管分は2億3,710万円で、土地の先行取得に伴い発行した市債です。

次のページです。

次に、歳出です。

歳出は、目ごとに説明します。

目の欄の上から1つ目、1款1項1目都市計画街路事業費、右のページの2列目、支出済額2億9,882万円は、7号線ほか4路線の土地取得費用です。

繰越明許費6,898万円は、7号線の土地取得費用を今年度へ繰り越したものです。

その下、2目道路新設改良費、支出済額2,389万円は、横代南町山手1号線の土地取得費用です。

繰越明許費160万円は、横代南町山手1号線の土地取得費用を今年度へ繰り越したものです。

一番下、2項1目繰出金、支出済額16億3,164万円のうち、所管分は9億481万円で、地方債の償還経費に充当するため、土地売払収入及び市債の利息等を公債償還特別会計に繰り出したものです。

土地取得特別会計決算の説明は以上です。

最後に、令和7年度指定管理者の評価結果について、令和7年度指定管理者評価結果一覧により報告します。

タブレットの3ページをお願いします。

指定管理者の評価のうち、多段階評価の対象となる施設について報告させていただきます。

多段階評価の対象となる施設は市営住宅です。市営住宅では、定期募集の際、窓口以外にも郵送、インターネットによる受付を行うなど、市民の利便性向上に努めていること、新婚・子育て世帯募集について周知に努め、応募者数の増加を図ったこと、認知症等の入居者に対する収入申告義務の免除に係る業務における申告免除の支援に努めたこと、日常的な施設管理業務はおおむね計画的かつ適切にできており、業務全般にわたりおおむね適正に実施されていることから、適正であるCランクの評価としております。

なお、評価結果の詳細は、8月28日から市のホームページで公開しています。

以上で都市整備局関係議案等の説明を終わります。よろしく御審議いただきまして、御賛同賜りますようお願いいたします。

○主査（中島隆治君） これより質疑に入ります。質疑は会派ごとに持ち時間の範囲内で議題に関する事項とし、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質疑はありませんか。公明党、たかの委員。

○委員（たかの久仁子君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

1点、通学路の安全対策の強化について伺いをします。

令和6年度決算におきまして、北九州市通学路交通安全プログラムに基づき、教育委員会や学校関係者、警察と一体となって通学路の安全対策を推進してこられました。決算額は7億606万円であり、歩道設置、路側帯のカラー舗装、交差点の改良など、児童が安心して通学できる環境整備が進められています。

そこで、伺います。

これらの取組による成果や効果について、市としてどのように評価をされているのかをお聞かせください。

○主査（中島隆治君） 道路計画課長。

○道路計画課長 通学路の交通安全対策ということで、その成果について御説明させていただきます。

通学路の交通安全対策につきましては、平成27年に北九州市通学路交通安全プログラムといたしまして、学校関係者による通学路の事前点検ですとか、道路管理者、警察、学校関係者と合同点検を行い、事業を進めてきているところでございます。

平成27年度から取組を進めておりまして、合同点検、令和6年度で2巡目が完了した年でございます。2巡目で言いますと、全市立の小・中190校で点検等を実施いたしまして、延べ1,100件以上の要望がございました。

そのうち道路管理者分640件につきましては、現在のところ約400件を超えるものを対応しておりまして、順次整備を進めているところでございます。

令和6年度決算額は、先ほどありましたとおり7億600万円執行させていただいてございま

す。

この成果につきましては、プログラムを策定いたしました平成27年、子供に関連いたします事故が116件ほど年間発生してございますけれども、令和3年度以降は年間50件程度となっておりまして、令和6年の実績といたしましては55件ということで半減しているところでございます。

ハード整備とともに、やはり学校関係者ですとか、地元の方々の通学路の見守りといった、いろいろな取組によってここまで事故が減ってきているということで捉えてございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） たかの委員。

○委員（たかの久仁子君） ありがとうございます。

通学路の安全確保には、ハード整備に加えて地域や保護者による見守り活動や交通安全教育などソフト面の取組も重要かと思います。令和6年度に実施された見守り活動や啓発活動の状況とその成果についてお聞かせください。

○主査（中島隆治君） 道路計画課長。

○道路計画課長 令和6年度の通学路でソフト的な対策といったところでございますけれども、小学校、中学校合わせて35校で事前の通学路点検ですとかといったところを通してやっているということと、学校関係者には通学路の安全マップをお配りして、交通安全指導を徹底していただくような取組を各学校でやっていただいているというところでございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） たかの委員。

○委員（たかの久仁子君） ありがとうございます。

しかし、依然として、通学路には道路幅が狭いとか見通しが悪いなどの危険箇所が残っていると地域から声が寄せられております。こうした課題に対して、今後どのように優先順位をつけて効果的に改善を進めていくのか、お考えをお伺いいたします。

○主査（中島隆治君） 道路計画課長。

○道路計画課長 通学路につきましては、御指摘のとおり、地形的な制約とかもありまして歩道がないところすとか、また歩道があったとしても狭いところがあるということは認識してございます。

今私どもがやっておりますのは、全国的にいろいろな事故が起こったときに通学路の緊急点検をさせていただいております。過去にそういった緊急点検をさせていただいたところで対策が終わっていない箇所につきまして整備を行っているという状況でございます。まずはこういった整備が残っている箇所の整備を終わらせるとともに、今まで取り組んできております通学路交通安全プログラムで、また要望をいただきながら進めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） たかの委員。

○委員（たかの久仁子君） ハード整備には用地確保や施工に時間を要する場合も少なくありません。そのため、応急的なカラー舗装や注意喚起の標示、地域や警察と連携した重点的な見守りなど、即効性のある取組を並行して強化していく必要があるかと考えますが、見解をお伺いします。

○主査（中島隆治君） 道路計画課長。

○道路計画課長 歩道拡幅とか歩道整備以外にも、今言われた歩道のカラー舗装、グリーンベルトを整備したりですとか、あと防護柵を設置するなどの取組も併せてやってきております。

やはり委員が御指摘のとおり、即効性のある対策も併せて今取り組んでいるところでございますので、引き続き今後もそういう即効性のある対策については積極的に進めていきたいと考えております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） たかの委員。

○委員（たかの久仁子君） さらに、通学路の安全対策には国の補助金、防災・安全交付金や県の通学路緊急対策推進計画などの支援も活用をされているかと承知しております。令和6年度決算額7億606万円の中で、国や県からの支援がどの程度含まれて、逆に市が独自に負担した分はどの程度なのか、その内訳についてお聞かせください。

○主査（中島隆治君） 道路計画課長。

○道路計画課長 通学路の交通安全対策における財源の有効活用に関してですが、国からの補助金につきまして、今委員から御説明ありました防災・安全交付金は、約3億3,000万円程度を活用させていただいております。

単独費も約3億2,000万円程度活用させていただきまして、補助につきましてはそういう通学路の歩道整備といった費用がかかるものについて活用しているとともに、市独自の単独事業といたしましては、路側のカラー化ですとか、防護柵の修繕といったような規模の小さいものに対して執行をしているような状況でございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） たかの委員。

○委員（たかの久仁子君） 決算額7億606万円を投じた通学路の安全対策は、児童の命を守る最重要の政策です。今後も国、県の支援を最大限活用し、市単独の負担を効果的に組み合わせながら安定した財源を確保し、ハード、ソフト両面で切れ目なく推進されることを要望させていただきたいと思います。以上です。

○主査（中島隆治君） 成重委員。

○委員（成重正文君） 何点か御質問させていただきます。

まず初めに、若戸大橋についてお尋ねします。

令和6年5月16日に道路維持課で報告書や資料をつくられたと思うんですけども、平成30年12月に若戸大橋及び若戸トンネルは早期無料化になり、その後、塗り替えがずっと中心になっておりまして、令和元年から令和5年の間に予算化をされなかったもので、塗り替え工事が休止さ

れておりました。

その中で、令和6年に市政変革の中で財源を確保し、予算を増額して塗り替え工事を本格化されたと思っております。

その中で、令和6年度の計画的には必要額が年間5億円ということで、この金額は令和6年度はどういうふうな決算額になったのでしょうか。

それから、この塗り替えに係る事業者は、地元の事業者でよろしいでしょうか。関わっている令和6年度の延べ人数を教えてください。

その中で、私がずっと気になっていたのが、今若戸大橋が赤じゃなくて、ほかから来た人がピンク色に見えたりとか、赤といっても100種類以上も赤というのがありまして、この若戸大橋の色なんですけども、朱色とか、それからサンフランシスコのゴールデンゲートブリッジみたいにカドミウムレッドとか、それから深紅とか、いろんな種類があるんですけども、実際に今使っている塗料というのは、赤のどういうふうな色なのでしょうか、教えてください。

それから次が、トンネルの長寿命化修繕計画であります。北九州市内にはトンネルが数多くあると思うんですけども、これに対して令和6年度の計画をどのように実行されたのか。

また、令和7年度になるんですけども、国の新たな取組として、点検時に効率化やコスト縮減の検証を行うはずなんですけども、その定期点検について新技術の活用検討を行い、点検コストの縮減を目指すということで、これはどういうふうな点検をすることになるのでしょうか、教えてください。

併せて大型カルバートの長寿命化計画ですけども、同じような形で御説明をしていただければと思います。

それからモノレールですけども、モノレールも長寿命化計画に入りまして、開業から100年を目指すということで、40年がたったということです。先日もたかの委員がモノレールの質問をされておりましたが、上下分離だと思うんですけども、上のモノレールの車体側であります。これの更新計画とかというのはあるのでしょうか。

それから、40年たって同じ部品が使われているのかなというのがあるんですけども、それはどのくらいまでもつ予定で計画をされているのでしょうか。

それから、経路通路のエスカレーターについて、更新の方向性を定めた令和5年5月に計画の一部変更ということで、これはどこのエスカレーターのことを言っているのでしょうか、教えてください。

それから、K i t a Q市民レポート、道路等損傷箇所市民通報システム、これが稼働されておりますけども、これの令和6年度の進捗、件数、それから予算と、これは多分通報があつて見に行くとと思うんですけども、どういうふうな判断でこれは直すとか直さないとかというそのマニュアルとかというのはあるのでしょうか。

それから、令和6年度予算なんですけれども、その予算をまちづくり整備で各区ごとに執行していると思うんですが、予算をオーバーしそうだなというのがあった場合はどう対応をされているんでしょうか、教えていただければと思います。

それから、北九州市の公園応援団です。地域の方々にとって身近な存在の公園の除草や清掃を活動登録した企業や団体で行っていただいておりますけれども、今の登録している団体等は何者あるのか教えていただければと思います。

その中で、御提案なんですけれども、先日も佐藤委員がこの質問をされましたが、道路の除草ができていないということで、この公園のサポーターの方がその企業の近くの道路とかの草刈りまで広げる形でするのはいかがかなと思ってまして、そうすると少しでも市の見栄えも変わってくるんじゃないかという思いと、企業としても特典があれば参加が増えるんじゃないかなと思ってしますので、その辺を御説明していただければと思います。

最後に、春の町団地であります。集約が進んで住む方がどんどん増えてきましたけれども、先日、住民の方からお話があって、ちょうど春の町団地の入り口の玄関のところなんですけれども、アスファルトを舗装していただいているところが歩くところだけというか、2メートルぐらいしかないんですかね。あとは全部砂利のようにになっているんですけれども、それは全てアスファルトにしていいただけるんでしょうかということでしたので、それをちょっと御説明していただければと思います。よろしくお願いします。以上です。

○主査（中島隆治君） 長寿命化対策課長。

○長寿命化対策課長 若戸大橋の塗り替えの工事の件、あとトンネル、大型カルバートの定期点検のコスト削減のことと、あとモノレールの長寿命化の関係について御答弁させていただきます。

まず、若戸大橋の塗り替え工事なんですけれども、令和6年度から塗り替え工事に着手しておりまして、完了の目標としては令和14年度を目標に事業を進めております。

令和6年度は塗り替え工事を発注しておりまして、決算ベースでいきますと9億1,200万円となっております。塗り替え工事ほかの修繕も含めてですけれども、9億1,200万円となっております。

塗り替え工事の進捗なんですけれども、令和6年度末時点でいきますと約5%となっております。

あと、塗り替え工事の事業者の件ですけれども、若戸大橋の特殊性ということでつり橋ということもありまして、これまで塗り重ねてきた厚い塗膜をどう剥いていくかというところで検討を重ねてきておりまして、今回つり橋についてはIH工法という工法を採用して、塗装を全て除去して再構築するような工法を採用しております。

このIH工法は、鋼、鉄に熱を与えることもありまして、鋼への影響を管理するとか、塗膜除去後のく体の損傷状況などの対応を考えまして、市外業者を含めた共同企業体で一部発注を

しております。

一方で、取り付橋、つり橋以外の部分につきましては、一般的な塗り替え工事ということで、市内企業を含めた発注をしております。

事業者の関わっている人数なんですけれども、すみません、こちらについて現時点ではちょっと私どもでは把握しておりません。

続きまして、トンネルの定期点検について、新技術の活用等によるコスト縮減なんですけれども、例えばドローンであったり、トンネルの裏側を非破壊検査で確認するといった工法を検討しております。トンネルにつきましては、ちょっとどれぐらいの費用でその新技術を活用できたかというのは、すみません、ちょっと今手元に資料ないんですけれども、そういった新技術を活用して、コスト縮減を図っていきたいと考えております。

大型カルバートにつきましては、同じように新技術を活用してコスト縮減を図っていくと考えております。

あと若戸大橋の塗装の色なんですけれども、若戸大橋は国の重要文化財に指定をされておまして、その中で色につきましても定めがございますので、その色で塗り替えていくというようなことになっております。

具体的には、色番号とかで指定はされているんですけども、その色番号で塗り替えていくということになっております。

最後、モノレールの長寿命化に関することなんですけれども、車体の更新につきましては、北九州高速鉄道株式会社で計画をされていると思いますので、ちょっと私どもでは現時点では把握をしておりません。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 総務課長。

○総務課長 K i t a Q市民レポートについてお答えいたします。

まず、K i t a Q市民レポートの令和6年度のランニングに係る決算額は70万円で、通報件数は1,853件となっております。

また、このシステムは令和5年10月から運用してございまして、令和5年10月から今年の4月までの通報件数が2,769件になっております。そのうち、補修対象である件数が2,104件で、うち1,882件、89.4%は対応済みでございます。

また、先ほどマニュアルの件でお尋ねございましたけれど、統一したマニュアルというのはございまして、現場の判断というところで、補修の必要があるかどうかで判断してございまして、補修対応するとか、あと経過観察するといったことにつきましては、ホームページで適宜報告してございます。

また、予算を超えた場合どうするかというお尋ねがございましたけれど、基本的には各現場で優先順位をつけながら、予算の範囲の中で対応するというのが基本でございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 公園管理課長。

○公園管理課長 公園応援団ですけれども、令和6年度は13団体になります。ちなみに今現状では17団体となっております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 道路計画課長。

○道路計画課長 公園応援団に関連いたしまして、道路サポーターといいますか、企業の皆様方の店舗の前などにお力を借りたらどうかということに対しましては、今雑草対策でいろいろ検討している中の一つといたしまして、企業の皆様が地域貢献ということで、最近道路サポーターに参加していただく企業も増えていることから、新たなそういった企業のお力を借りられないか、そういう制度設計できないかということを現在検討しているところでございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 住宅整備課長。

○住宅整備課長 春の町団地についてお答え申し上げます。

春の町団地につきましては、周辺の老朽化した6団地を春の町に集約するという形で、1期、2期に分けて工事をしているところでございます。

まず、1期なんですけど、1期は今年3月にしゅん工いたしまして、入居が5月ぐらいから始まりました。今2期の工事の準備をしているところでございまして、隣に県営の春の町団地がございまして、まず県営の春の町団地を壊しまして、その後市営春の町団地も解体いたします。

その後、今砂利を敷いているところでございます。八幡駅側です。今の1工区の八幡駅側になるかと思っております。そちらに2期を建てるということでございます。

現状では砂利を敷いているんですけども、今後解体をして、それから新築をするということでございますので、どうしてもアスファルト舗装等をすると傷んでしまうということがございますので、2期工事が完了する際にきれいに舗装していくという計画になってございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 成重委員。

○委員（成重正文君） 御答弁ありがとうございました。丁寧に言っていただいてありがとうございます。

○主査（中島隆治君） 長寿命化対策課長。

○長寿命化対策課長 先ほど成重委員のお尋ねにありましたモノレールのエスカレーターの件、答弁させていただきます。

北九州モノレールのエスカレーターは、開業当初から設置されておまして、延伸区間を除いて40年以上が経過しております。

このエスカレーターの多くは上りの一方通行となっております。利用者の皆様には下りる際に遠回りをしていただくというような配置となっております。

本市では、平成9年度からバリアフリーのまちづくりを進めておまして、モノレールにお

いてもエレベーターの設置を進めておりまして、令和2年度に完了したところです。

こういった中、老朽化が進むエスカレーターを更新なんですけれども、エレベーターの設置によってバリアフリー動線が整備されましたので、一方通行となっているエスカレーターを遠回りが解消できるように、利便性の向上が図れる階段化を今基本として計画をしているところでございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 成重委員。

○委員（成重正文君） 今のところから質問します。

一方通行を階段化というのは、エスカレーターをやめるってことですか。

○主査（中島隆治君） 長寿命化対策課長。

○長寿命化対策課長 今ついているものの大半が上りの一方通行のエスカレーターのみとなっていますので、そのエスカレーターを廃止して階段、1.5メートルの幅員の階段に架け替えるというような計画をしております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 成重委員。

○委員（成重正文君） 少し不便になるんですかね。そうなったときの対応はどうなんですか。

○主査（中島隆治君） 長寿命化対策課長。

○長寿命化対策課長 先ほど申し上げましたが、上りの一方通行ということもございまして、下り際には上り側のほうには一旦反対側に下りていただいて回っていただくというような構造になっておりますので、今回バリアフリー化ということでエレベーターも設置が完了しましたので、利便性の向上という点からも階段化を行うというような計画にしております。

○主査（中島隆治君） 成重委員。

○委員（成重正文君） では、この連絡通路部分のエスカレーターは、どの駅のことですか。

○主査（中島隆治君） 長寿命化対策課長。

○長寿命化対策課長 現在のところ13停留所あるんですけれども、利用の状況とか老朽化の状況等見ながら判断していきたいと思っておりますけれども、その多くが階段化になるというような計画をしております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 成重委員。

○委員（成重正文君） 分かりました。

使う側にすれば不便になるのかなというのも考えられますので、エレベーターのほうに誘導するとか、何かいい案があれば対応していただければと思いますので、よろしくお願いします。

それから、若戸大橋の色の件なんですけれども、令和4年2月に国の重要文化財に指定されたということで、私が聞きたいのは、どういう赤で、その色は何色なのかなというのが知りたいんですけれども。

○主査（中島隆治君） 長寿命化対策課長。

○長寿命化対策課長 一般的な話になりますけれども、カドミウムレッドという色になりま

す。詳細は先ほど申し上げました塗装の番号等で決まっていくものですが、カドミウムレッドというような一般的な総称になっております。以上です。

○主査（中島隆治君） 成重委員。

○委員（成重正文君） ありがとうございます。

そのカドミウムレッドというのがサンフランシスコのゴールデンゲートブリッジと同じような色ということですね。

○主査（中島隆治君） 道路計画課長。

○道路計画課長 色についてちょっと御説明させていただきます。

ゴールデンゲートブリッジの色の名称としてはインターナショナルオレンジという色でございまして、若戸大橋の色とはちょっと違うものでございます。

若戸大橋の色でございますけれども、もともとつくるときに審美委員会という委員会を立ち上げてまして、その中でいろいろ議論して赤という色を決めています。その赤という色を決めるときにカドミウムレッドという当時あったそういう名称の色を使っているといったところでございまして、正確に今そのカドミウムレッドが当時と同じような色味があるかと言われると、塗装の規格も大分昔に比べたらきちんと整理されてきておりますので、今は一番それに近い色見本から選定をしているといった状況でございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 成重委員。

○委員（成重正文君） ありがとうございます。納得できました。

塗ったところを見ると、光沢があって物すごくきれいな色が出ているということで、本当に楽しみにしております。

まだまだ5%ということで、今後も年間9億円、予定では全て塗り終わるのが令和14年ですか、期待していますのでよろしくお願いします。

先ほどのトンネルとカルバートの件は分かりました。やっぱりドローンと裏側の非破壊と、また、今ミームとかもありますし、どんどんどんどん簡素化されていって、でもそれでもちゃんと点検はできるんだなということで、予算が減額されても長寿命化に対応できるということで期待しておりますので、よろしくお願いします。

モノレールはありがとうございました。

それから、私たちもお願いしていますK i t a Q市民レポートのことですが、分かりました。予算がなくなっても大丈夫ということだと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、公園の応援団の件ですが、検討していただけるということで、とにかく町がすっきりとなればいいなと思いますので、よろしくお願い申し上げまして終わります。ありがとうございました。

○主査（中島隆治君） ここで副主査と交代します。

（主査と副主査が交代）

○副主査（田仲常郎君） 中島委員。

○委員（中島隆治君） 1点だけ質問させていただきます。

令和6年度の事業で、自転車を快適に利用できる環境づくりがございまして、当初予算の金額を見ますと約1億1,600万円なんですが、決算額を見ますと2億円になっておりまして、1億円ぐらい多くなっているんですけども、その理由についてお聞かせいただきたいと思います。

それに関連して、自転車の交通ルールが変わりますけれども、罰金規定が様々施されるということで、これから自転車に関するマナーであったりとか交通ルールということが、自転車に乗る人にとってはこれから非常に厳しくなってくるわけでありまして。例えば携帯電話を使用しながら運転するだけで1万2,000円とか、大変高額な罰金が科されるわけでありましてけれども、これを市民の人たちにより多く知っていただくことは大事じゃないかなと思うんです。それについてお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○副主査（田仲常郎君） 道路維持課長。

○道路維持課長 自転車につきまして2点御質問いただきました。

まず1点目、自転車を快適に利用できる環境づくりということでございまして、自転車の通行空間の整備を進めております。

こちらにつきましては、まず田原新町下曾根新町1号線など5路線で整備を鋭意進めさせていただいております。

当初から増額になりました理由につきましては、現地の状況等鑑みまして、調整をしながら進めた結果、ちょっと増額が必要になったものでございます。

それから、もう一点でございます。自転車の罰則化ということでございます。これまで交通反則金制度がなくて、警察官による指導警告、それからいきなり赤切符、検挙といった2段階しかございませんでした。

近年、自転車の検挙数が増加しているということを受けまして、警察でも簡易、迅速に処理する必要があるといったところから、来年の4月1日から青切符、いわゆる交通反則通告制度というのが導入される運びになっております。

これにつきましては、今月、警察庁から自転車のルールブックが公表されております。通告制度の対象は16歳以上、それから大半は引き続き指導警告をするというものではございますけれども、悪質なものについては引き続き赤切符、それから事故の原因になるおそれがあるものにつきましては、例えば携帯電話を使用しながら運転する、ながら運転ですとか、あとは信号無視ですとか、そういったところは現認しましたら青切符を切って、反則金を納めていただくというような制度になっております。実際にどういったところでやるかというところで、朝の通勤・通学の時間帯、日没前の薄暗い時間帯、こういったところを重点的に取締りますと。それから、ルールブックの中では場所についても規定をされておりまして、所轄の警察署が自転車指導重点地区、それから路線、こういったところを事前に公表をしておりますので、そうい

ったところが指導の場所になるというところでございます。

実際、ルールとか安全とか、自転車の利用に関するものに関しましては、所管は安全・安心推進課になりますけれども、私ども道路部局におきましても、こちらと連携しながら取組を行っております。

道路維持課で管理しているスマートサイクルライフ北九州という、自転車関係のウェブサイトがございます。こちらでルールの広報を図ったり、それから毎年度高校1年生を対象に、市内の全高校1年生に自転車の安全の利用でありますとか、そういったパンフレットを配っておりますので、そういったところで広報を引き続き図っていきたいと考えております。以上でございます。

○副主査（田仲常郎君） 中島委員。

○委員（中島隆治君） 分かりました。

特に16歳以上ということでありましたので、通学途中で大変危険な行為であるということとは当然事故も増加傾向にあるということでもありますので、そういった歯止めをするという意味では非常に効果があるのではないかなと思います。しっかりとルール改正がされるということは、高校生であっても同じ市民でありますので、高校1年生にしっかりとルールの説明をしているということでありましたけれども、この改正に当たっては罰金規定になるということですので、これは市としてもしっかりと周知していただきたいと思いますなど。罰金を支払う人が一人でも少なくなるように、これはしっかりと周知徹底していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。私からは以上です。

○副主査（田仲常郎君） ここで主査と交代します。

（副主査と主査が交代）

○主査（中島隆治君） 公明党は以上になります。

続いて、質疑のある方。市民とともに北九州、山崎委員。

○委員（山崎英樹君） よろしく願いいたします。

私からは1点お伺いいたします。

市営住宅整備の管理事業についてですが、北九州市公共施設マネジメント実行計画に基づき、老朽化した市営住宅の計画的な建て替えによる集約、再配置や耐震改修、長寿命化工事等に取り組むとともに、住宅に困窮する市民の居住の安定を図るため、市営住宅の適正な管理を実施したとありますが、令和6年度の市営住宅指定管理者評価がC、適正にとどまった要因は何か、また、今後より高い評価を得るためにどのような改善策を講じるのか、お聞かせください。

○主査（中島隆治君） 住宅管理課長。

○住宅管理課長 市営住宅の指定管理者の評価自体がCということでございますが、Cというのは我々市の要求水準を満たしており、十分に管理されておるというところでございます。これが例えばB、Aということになりますと、仕様を上回る取組、こちらのところでもう少し努

力が必要かなと考えております。

ですので、例えば我々の仕様をはるかに上回る提案であつたり、そういうことがありましたら評価もさらに上がるものと考えております。以上です。

○主査（中島隆治君） 山崎委員。

○委員（山崎英樹君） ありがとうございます。

市営住宅に関しては、住宅に困窮する市民の最後のセーフティーネットでもあります。単なる施設管理ではなく、福祉政策の一環として捉えるべきであると考えますので、特に高齢者の孤立防止、認知症対応、収入申告支援、滞納者へのきめ細かな対応、福祉部門と連携を強化することを要望いたします。以上で私から終わります。

○主査（中島隆治君） 森委員。

○委員（森結実子君） よろしくをお願いします。

まず初めに、市営住宅について伺います。

特定市営住宅等の応募状況から質問をいたします。特定目的市営住宅とは、障害者世帯向け住宅、母子・父子世帯向け住宅、年長者世帯向け住宅、多子世帯向け住宅と種類がありますが、障害者向け住宅、母子・父子世帯向け住宅では倍率が低くなっていますが、年長者世帯向け住宅の倍率が大変高くなっています。その傾向は令和3年から続いていて、年長者向けの住宅の倍率が増加傾向にあるのは、物価高と年金額が増えないということもあり、また、民間の借家を借りるのは保証人が必要だったりするわけでありまして、高齢者に対しては市営住宅がその需要に応えるべきだと考えております。

年長者が暮らしやすいようエレベーターをつけたり、特定指定住宅の数を増やしたり、高齢者がスムーズに市営住宅に入居ができるように考えていただきたいと考えておりますが、見解を伺います。

次に、こどもまんなか公園の推進事業について伺います。

決算額1,230万円とありますが、幾つの公園に何をしてこどもまんなか公園の推進としたのか、詳細を伺います。

次に、旦過地区整備事業について伺います。

まず初めに、埋蔵文化財調査の調査報告書がいつできるのか、できたらいただきたいと思います。

また、北九州市立大学の新学部の新設も目玉の一つになっていますが、先日建設費が10億円も上がることになりました。A・B地区の2階部分に斜光の影響のない事務室などを持ってきて、渡り廊下をつくりB・C地区の建物を3階建てから2階建てにするなどして10億円もオーバーしないようには考えているのでしょうか、また、その検討はしたのでしょうか。設計変更、建築について検討はしているのか伺います。以上です。

○主査（中島隆治君） 住宅管理課長。

○住宅管理課長 市営住宅の募集、特定目的市営住宅につきまして回答します。

令和6年度の募集の倍率でございますけど、年長者が約7.4倍に対して障害者が1.4倍になっておりまして、委員がおっしゃるとおり、高齢者の方の申込みというのが非常に多くなっております。

我々としまして、できるだけ募集戸数を確保したいということで、年長者の募集戸数は障害者の倍近くを確保しておりますが、それを上回る申込みがあっている状況です。

一方で、やはり特定目的の市営住宅は困窮度に応じたポイントという形をとっております。そうなってくると、なかなか何度申し込んでもやはり希望する住戸に入れないということがございますので、一般の空き家抽せんの手もある程度確保しておく必要があると思います。このあたりは限られた募集戸数の中で、我々としてもバランスをとって、希望される皆様がさらに御入居いただけるよう、日々努力してまいりたいと思います。以上です。

○主査（中島隆治君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 こどもまんなか公園の取組について御質問がありました。

こどもまんなか公園につきましては、主に都市戦略局が事業自体はやっているんですけども、その中で具体的な取組といたしましては、子育て世代について、例えば利用者に対して御意見を聞いたりワークショップを開催したりして、例えば遊具、それから公園の在り方について議論をしたというのに加えて、あとは学校ごとに未来政策委員会を実施すると選定された小学校、具体的には4校でワークショップ等を行いまして、公園のルールづくりを実施したと聞いております。

それから、憩える公園づくりといたしまして、公園の木陰などにテーブルやベンチを設置するといった取組も実施しております。

それから、公園内でプレーパークを実施している団体についてサポートをするということもやっているということです。

具体的な事業といたしまして、憩える公園づくりということで、公園の木陰など憩えるようにテーブル、ベンチの設置等を行っておりまして、約1,300万円をかけて、具体的には白野江植物公園、それから到津の森公園、勝山公園、山田緑地、平尾台自然の郷、響灘緑地で60台を設置している状況でございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 神嶽川旦過地区整備室長。

○神嶽川旦過地区整備室長 旦過地区の再整備におきまして、埋蔵文化財調査の結果の報告と設計の変更についての2点について御回答させていただきます。

まず、旦過地区の整備区域でございますけれども、埋蔵文化財の包蔵地であります魚町遺跡の区域内に位置しておりますので、関係部署と適切に調整しながら、埋蔵文化財の試掘の調査であったり、本格的な調査を実施しているところでございます。

現状としましては、令和4年度から令和6年度にかけて試掘及び発掘調査を実施しておりま

して、調査の結果、昔の神嶽川の護岸が見つかったということで、記録保存を行ったと聞いてございます。最終的に報告書については、今担当の部署が作成中と聞いてございます。今年度末に作成できる予定と聞いておりますので、これについては改めて委員に説明をさせていただければと思っております。

続きまして、事業費が10億円増えたことについて、様々な検討を行っているのかという質問だったかと思っております。

今回、10億円事業費が増えるというのは、且過地区の土地区画整理事業の事業費が、事業期間の見直しだったり、昨今の資材価格の高騰や人件費の高騰、社会経済状況の変化に伴って約10億円増える見込みとなっております。

これについて、今設計中、工事中のA地区、4階建ての商業施設の設計につきましては、建築確認申請といいまして法的な手続にのっとって整備を進めてございまして、例えばこの中にB・C棟に入居が予定されております北九州市立大学の一部の機能をA地区の中に入れることができるかということですが、それは建築確認申請などの見直しであったり、使用用途が変わってくるということで、改めてそういった場合は一度立ち止まったりする必要があります。A地区の設計につきましては、今工事中のところをできる限りコストも抑えるように、E C I方式というのを使いながら工事を進めてございまして、その設計変更というのは現状ではちょっと難しいということで御理解をいただければと思っております。

委員御質問の大学と1階の部分に市場が入居するB・C地区、川側の地区につきましては、大学と市場で実施設計を行って進めておるところでございます。ここは北九州市が設計というわけではなくて、今言った2者で実施設計が今年度進められているというところで御理解いただければと思います。以上でございます。

○主査（中島隆治君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 すみません、先ほどのこどもまんなか公園の件で1点補足させていただきます。

1,023万円の件で、これは都市整備局で実施しておりまして、桃園公園のわんぱく広場の設計において、子供たちの意見を踏まえて整備を行うということで、その広場の設計分を計上しております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 森委員。

○委員（森結実子君） ありがとうございます。

市営住宅について、前向きに御答弁をいただきましてありがとうございます。

高齢者の方々は、これまで日本を支えてくださった方々なので、その方々の晩年が大変厳しいというのは、働く世代の者としては大変心苦しいものがあります。高齢者の方々が住みよい町をつくっていただきたいと要望いたします。

次に、公園なんですが、結構大きな公園に木陰をつくったりテーブルを置いたりとかなさっ

ているんですが、例えばこれを置く前の入場者数とか置いてからの入場者数とか、そういう調査とかしていらっしゃいますか。

○主査（中島隆治君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 無料公園に関しては、なかなか入場者数、利用者数を計るというのが難しいという状況で、確認できておりません。

指定管理者等が入っている有料公園につきましては、利用者数は把握できるんですけども、それが直接その施設を整備した結果で増えたかどうかというのは、なかなか分析も難しいというところでございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 森委員。

○委員（森結実子君） ありがとうございます。

今回、大きな公園ばかりに設置されていたので、なかなか難しいかと思うんですが、大して大きくないと言っただけかもしれませんが、1,300万円ぐらいなのでというところなのかなとも思うんですけれど、やはり慎重に費用対効果も考えていただきたいなという思いがしております。

次に、旦過地区ですが、私が懸念をしておりますA・B地区と言うんですか、の建物の2階を今新しい民間企業なりを使って埋めるみたいな話があるんですが、大学を入れるには斜光の問題があるという話は前に聞きました。そこを仕様変更とかしなきゃいけないのでちょっと現実的ではないという話で、そこに事業所を入れるとか会社を入れるとかということもそのうち出てくるのではないかと思うんですが、今の設計段階でそういう仕様変更って絶対できない感じですか。すみません、詳しくないのでそこを教えてください。

○主査（中島隆治君） 神嶽川旦過地区整備室長。

○神嶽川旦過地区整備室長 今委員から御指摘のあった、仕様の用途を変えることができないのか、絶対できないのかという御質問でございますけれども、100%と言われますとちょっと答えが難しいところではあるんですが、現状では4階建ての商業施設の工事を着々と進めてございまして、市場の皆さんも仮移転場所で営業されるなど、一日でも早く新しい建物に移ってしっかりと営業を開始されたいという思いで頑張られてございます。

そこを仮に用途変更して、また、設計を一部見直すということになると、今工事を進めている部分を一度手を止めてやっていかないといけないというところがございますので、この点につきましてはちょっと現実的ではないんじゃないかと考えてございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 森委員。

○委員（森結実子君） ありがとうございます。

まだ議員になって日が浅いものですからよく分からないんですが、昨年も思ったんですが、役所の大型事業というのが、もう10年前だろうが何だろうがその設計を絶対やり抜く、何があってもやり抜く、社会情勢が変わってもやり抜くとかしか見えなくて、これは社会情勢も変わっていったって、今5年一昔ぐらいになっていて、例えば門司の話もそうですが、10年前の設計で

そのまま建てて本当にいいのかという話は全然出てこなくて、それが私はすごい不思議だったんです。

でも、建設資材は上がる、人件費は上がるというのをいつも膨張圧力という言葉で言っていますけれども、これは市民の皆さんが汗水垂らして働いた大切な税金を使うんです。そうしたら10年や5年前の設計じゃなくても、社会情勢が変わったら柔軟に変更していくという姿勢も大事なのではないかと思って、これは要望で終わりにします。ありがとうございました。

○主査（中島隆治君） 泉委員。

○委員（泉日出夫君） 泉です。よろしくお願いいたします。私からも何点かお聞きしたいと思います。

まず、道路の安全対策ですけれども、市内には危険箇所と言われるところが何か所あるのかということと、その危険箇所について令和6年度にどれぐらい対策が行われたのかというのを教えていただきたいと思います。

この間、ゾーン30プラスという取組をやっていると思うんですけれども、令和6年度に行った取組と、このゾーン30プラスというのは今後どう考えられているのかというのを教えていただきたいと思います。

それと、安全対策の一環としてカラー舗装などをやると思うんですけれども、この交差点にはこうやるという何か基準がないような気がするんですけれども、それは臨機応変にカラー舗装をやっているのかもしれませんが、カラー舗装をやる何か基準みたいなものがあるのかどうなのかをお聞かせいただきたいと思います。

それと、屋外広告物の安全管理について、どこまで市でやられているのか。気候変動によって最近竜巻などが頻繁に発生するというか、警報がこの福岡県内にも出されたりしましたけれども、竜巻によって広告物が落下したり飛んでいくというようなことについて、その広告物に対する管理は市でどこまでやられているのかというのを教えていただきたいと思っています。以上です。

○主査（中島隆治君） 道路計画課長。

○道路計画課長 市内の事故危険箇所の件とゾーン30プラス、また、カラー舗装の基準について御説明いたします。

事故危険箇所の事故防止対策につきましては、平成15年から取組を開始しておりまして、これまで5次にわたる指定を受けております。

市が所管する道路におきましては、これまで88か所が指定されておりまして、令和6年度末で全て完了をしております。それ以外には、国の所管する国道3号ですとか国道10号といった直轄の国が整備するところもございますけれども、そちらにつきましても64か所中61か所整備を終えておりまして、残るところは黒崎の筒井町交差点といって今黒崎バイパスの黒崎西ランプを整備しているところの交差点が対象として上がっておりますけれども、これは黒崎バイパスの

整備によりましてある程度改善するのではないかと聞いてございます。

そうということで、今残っている箇所といたしましては直轄が管理している3か所というような状況でございます。

それから、生活道路の交通安全対策といたしまして、今ゾーン30プラスという取組を実施しているところです。これは令和3年度から整備を進めておりまして、委員も御存じだと思いますけれども、従来ありましたゾーン30という、警察が区域を指定してその中の車両の速度を30キロに規制するというものに加えまして、私ども道路管理者で物理的デバイスを設置するということのハード対策、具体的にはハンプですとか狭柵といったようなものを整備するといったもので進めてございます。

令和6年度末時点で、市内10地区におきまして整備を完了してございます。令和6年度に完了したところといたしましては、小倉北区の白銀、貴船、それから戸畑区の飛幡中学校の周辺を整備しておりまして、令和5年度決算で約3,800万円ほどを執行させていただいております。飛幡は今整備しておりますので、成果というところではまだ検証中でありまして、過去に物理的デバイスを設置したというところでは、例えば八幡西区の医生ヶ丘、千代ヶ崎地区の事例で、ハンプを設置したところでは平均走行速度が約6キロほど低下したとか、また、30キロを超える速度の割合が43%から8%まで低下したといったような効果が見られてございます。

それから、カラー舗装の基準につきましては、明確な基準というのは持っておりませんで、通学路で歩道がないところは路側を緑色で塗るといったこと、また、交差点で右折車線が分かりにくいというところにつきましては、赤い色で塗る場合もございます。

また、方向が分かりにくいときは、片方を赤、片方を青で塗るケースもございますので、そちらにつきましては、各まちづくり整備課ですとか所轄の警察署といろいろとお話ししながら決めていっている状況でございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 管理課長。

○管理課長 屋外広告物の安全管理についてお答えしたいと思います。

屋外広告物につきましては、安全管理について、例えば高さが4メートル以上あるいは表示面積が10平米を超える広告板とか広告塔といったものにつきましては、新規の申請の際に建築確認とか管理者を置くといったことを義務づけてございます。

また、本市の場合は、広告物の許可期間が1年間ということでございまして、ほかの自治体では3年間というところもあるんですけれども、その1年の更新のときに継続許可申請をする際に、屋外広告物に関する有資格者、これは例えば屋外広告物の講習会の修了者でありますとか、建築士とか電気の工事士などでございますけれども、こういった方々による安全点検報告書を出していただくのに併せまして、その物件のカラー写真を一緒に添付していただいて、広告物に異状があれば改善していただいた上で更新をすることによりまして、例えば風による広告物の落下とか破損、あるいは飛散といったものの防止に努めているところでございます。以上で

ございます。

○主査（中島隆治君） 泉委員。

○委員（泉日出夫君） まず、危険箇所のところは88か所全て終わったということでありますけども、これについては、また地域などから危ない箇所というのはたくさん上がってくると思いますので、危険箇所の指定であるとか確認などをしっかり行っていただきたいという、これは要望にしておきます。それと、ゾーン30プラスについては、一定の効果があるということで、これについても継続して取り組んでいただきたいと思いますけども、カラー舗装のところは、多分道路の場所とかその形状によって違うんでしょうけど、特に赤い色がすごく地味なんです。今は全面に赤くする形ではなくて、縁だけを赤くしたりされていますけど、せっかくやっていたのに赤が少し見づらいといいますか、対策を打っていただいたのに対策の効果が低いんじゃないかという部分があります。

それで、赤じゃなくても黄色でもいいのかなと。それは景観の問題もあるのかもしれませんが、赤で対策を打っていただいたのに効果が薄いようなところについては、改めて確認いただければなと思っているところであります。

それと、広告物のところで1点お聞きしたいんですが、今道路脇の看板、デジタルサイネージと言うんでしょうか、いわゆる動画が流れたりとかというような広告物も少しずつ増えているような気がします。

例えばビルやマンションなんかに固定されて映っているのとは違って、道路脇や交差点のところとかに動画がずっと流れていたりとかすると、ドライバーが視線を奪われてしまうようなことがあるんじゃないかな。安全対策という面では、この広告物というのは市としての基準みたいなのがあるのか、お聞かせいただければと思います。

○主査（中島隆治君） 管理課長。

○管理課長 いわゆる動画を使ったようなデジタル系の広告物につきましては、当然ながら民地の中に設置する場合におきましても、屋外広告物の届出は必要になるんですけども、そのほかに例えば委員がおっしゃられたように、交差点とかに設置する場合については、やはり信号とかと誤認したりとか、ドライバーの気を取られるような感じになったりとかということございますので、そこら辺は警察とも協議をしていただくようにしております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 泉委員。

○委員（泉日出夫君） 今後増えてくるのかなと思うので、ある一定の安全対策をしっかりと行っていたきながら、設置については十分な確認をしていただきたいということを要望して終わりたいと思います。以上です。

○主査（中島隆治君） ほかに質疑はありませんか。日本共産党、山内委員。

○委員（山内涼成君） お願いします。

まず、モノレールについて、ちょっと聞こうかなと思っていたんですけども、エスカレー

ターです。三萩野歩道橋エスカレーターの維持管理に令和6年度は5,300万円使われていますけれども、先ほどの答弁を聞いていたら、階段化を図るということでした。この階段化は全てのエスカレーターを階段にしていくということなのかと、それであるならばその理由を教えてください。

それから、2点目に、豪雨災害から市民を守る緊急対策事業に5億1,700万円使われていますけれども、これは主に平成30年7月豪雨により被害が発生した河川の改修、そして河川情報システムの強化を推進したものです。この整備によって、今年の8月豪雨ではどのような効果があったかについてお聞かせください。

それから3点目は、市営住宅の事業内容についてです。

決算では、住宅維持修繕等事業に22億2,200万円、市営住宅整備事業に16億4,200万円、それから市営住宅の計画保全事業に12億7,100万円となっておりますが、この3つの事業の違いについて伺います。

それから、防草対策費について伺います。

防草対策の当初予算は1,900万円計上されておりましたけれども、決算では7,611万円となっています。その理由についてまず伺います。

それから、もう一点は、通学路について、先ほどから議論になっていますけれども、通学路の安全確保という意味で、PTA、それから警察とも連携をしているということでありましてけれども、市が対応することというのは、大体もう注意喚起ぐらいしかないんですよね。それで、本当に児童の安全を確保しようと思った場合には、警察の力が必要になるんです。こうした場合に、警察との連携についてどのような対策を持って当たっているのかについて教えてください。以上です。

○主査（中島隆治君） 長寿命化対策課長。

○長寿命化対策課長 モノレール停留所のエスカレーターの更新について答弁させていただきます。

モノレールのエスカレーターは、昭和60年の開業当時から設置されておまして、老朽化が進んでおります。その中の全てのエスカレーターかということですが、停留所ごとに利用状況とか周辺の施設の開発状況とか、そういったことも踏まえて、階段化を基本として検討していきたいと考えております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 水環境課長。

○水環境課長 豪雨災害の件でお答えいたします。

委員御指摘のとおり、平成30年7月豪雨対応のものでございます。

今回の8月の豪雨でございますけれども、8月9日から11日にかけて線状降水帯が繰り返し発生して、本市で時間あたり70ミリ前後の大雨を記録しております。総降水量も400ミリを超えるような雨でございましたけれども、平成30年7月のときも大体420ミリということで、過

去の大雨と同等規模であったと思います。雨の降り方等も違うので一概には比較できないと思いますけれども、前回の浸水被害の戸数と比べますと、減っているところもございますので、一定の効果があったのではないかと考えております。

対策につきましては、これからまた現地確認等をしまして、どんなことができるか対応していきたいと考えております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 河川整備課長。

○河川整備課長 ただいまの件について若干補足をさせていただきますと、その際に市では河川防災システムということで、各河川にライブカメラと水位計をつけております。それが1つ避難の目安になったりとかはするので、そういうのが割と避難とかそういうのに役立っていると考えてございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 住宅整備課長。

○住宅整備課長 市営住宅の事業の違いについて御説明申し上げます。

まず、市営住宅整備事業に関しましては、公共施設のマネジメント実行計画に基づきまして、私どもで集約建て替えを行ってございます。整備事業に関しましては、その解体であるとか新築であるとか、それに係る移転費とか、もろもろの事業費を計上しているものでございます。

続きまして、市営住宅計画保全事業でございます。こちらは市営住宅の外壁改修の事業でございます。長寿命化に伴う外壁改修を行っている事業をこの中に入れているという状況でございます。

続きまして、市営住宅維持管理事業でございます。市営住宅の維持管理に関しましては、これは日々の維持管理と御理解いただければいいと思いますが、一般修繕でありますとか、退去後修繕もここに入ります。それから、定期点検ですとか、メンテナンス費用とか、その辺のところはこちらの事業に入ってくるものになります。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 道路計画課長。

○道路計画課長 防草費の予算と決算の違いの理由でございます。

道路における防草対策につきましては、平成28年度から幅の細い中央分離帯の対策も進めてきておるところでございます。

そこで、令和6年度の当初予算に加えて、令和5年度の繰越予算を活用させていただきました。防草対策を実施しているというところでございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 河川整備課長。

○河川整備課長 河川も防草対策を実施しております。当初普通の河川改良の中で、護岸の補修とかする中でプラス手間加えて防草対策をこれまでもやってきましたんですけど、昨年度はその中で約1,300万円ほど防草対策として計上したというところでございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 防草対策は公園でも実施しておりまして、具体的には、既決予算の中でやりくりして、ひびきコスモス公園において硬化剤を混ぜた自然土舗装というものを実施しております、現在その後の状況を確認しているところでございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 道路計画課長。

○道路計画課長 通学路の交通安全対策ということで、所轄の警察との連携についてどう対応しているかというところでございます。

警察につきましても、学校とともにやはり通学路の安全点検を実施するという、その結果を踏まえて警察が対応するところは違うんですけども、その情報共有はしっかりと行っているところでございます。

具体的には、令和4年度からキントーンを活用してオンライン上で点検結果の集約を実施いたしまして、情報共有の向上に取り組んでございます。

また、対策を立てるときにつきましては、まちづくり整備課も含めて道路管理者と交通管理者が連携した対応に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） モノレールですけれども、利用に応じてということですが、今まで40年間が経過しているわけですね。このエスカレーターの維持管理にもお金を使ってきたわけですが、なぜ今廃止というか、階段化にかじを切ったのかというところの理由について教えてくださいませんか。

○主査（中島隆治君） 長寿命化対策課長。

○長寿命化対策課長 モノレールのエスカレーターの階段化につきまして、なぜ今かということですが、エスカレーターにつきましては、北九州高速鉄道株式会社で今管理をしておりまして、部品供給が市場に出回っているものに限られてきていると。新たな部品の製造がなかなか難しいということもありまして、これまで維持修繕を行いながら適切に使ってまいりましたが、今回階段化の検討を進めているというところでございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） モノレールにとってエスカレーターって不可欠だと思うんです。エレベーターで運べる数なんて決まっているでしょう。流れの中でエスカレーターで上がっていくというのは、これモノレールにとっては非常に大事な部分だと思うんですけども、市が100%出資しているモノレールの会社にとって、これを全部階段化するということが果たしていい方向なのか、こうした議論はされたのでしょうか。

○主査（中島隆治君） 長寿命化対策課長。

○長寿命化対策課長 モノレールのエスカレーターの階段化について経営への影響ということですが、今回階段化の計画を進めるに当たって、北九州高速鉄道株式会社とも協議を進めながら今検討を進めているといった状況でございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） モノレールと協議をするというけれども、モノレールの会社の社長はみんなOBやないですか。市と一緒に協議できるでしょう、こういうことは。

エスカレーターって、これモノレールにとって命綱やないですか。乗り場が地上にあるんじゃないんですよね。これを階段化するなんて時代に逆行していると思いますけれど、私はちょっと理解に苦しみます。方針転換をしていただくように求めておきます。

それから、豪雨災害から市民を守る緊急対策事業ですけれども、これは昭和28年の災害から始まった河川改修事業であります。当然この昭和28年の災害というのは、門司区も含めていろんな、小倉も含めて大きな災害になったわけでありましてけれども、改修事業は平成30年7月豪雨でその効果を実証したわけでありまして。

今回、門司区において、普通河川改修で高瀬川の改修設計、それから河川情報システム強化で境川、奥畑川に監視カメラを設置、護岸長寿命化対策として山中川、落合川、松の川に護岸工事が実施されるわけでありましてけれども、これらは平成30年豪雨では門司区の各河川でどのような被害が出たのか教えてください。

○主査（中島隆治君） 水環境課長。

○水環境課長 平成30年豪雨の門司区の被害状況ですが、門司区におきましては12河川の被害が起きておりまして、普通河川でいきますと10河川でございます。それに向けまして今対策工事を実施しているところでございます。

委員御指摘の高瀬川につきましても、調節池の整備を進めるということで、今用地買収に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 主に水害です。水害の対策を取られているとは思いますが、やはり今こうやって監視カメラの設置をしてもらって事前の情報を得やすくなってきているということは確かでありまして、近年の気候変動によって、従来の想定を超えるような豪雨が頻発するという状況になっております。

これまでの浸水履歴だけでは不十分であるという可能性も出てまいります。市として過去の経験だけにこだわらないで、継続的に河川改修を進めるとともに、市民への情報提供体制をさらに強化していただきたい。このことを要望しておきます。

それから、市営住宅ですけれども、この3つの整備事業について、ここ数年の金額の推移とマネジメント計画の進捗との整合性について伺います。

○主査（中島隆治君） 住宅計画課長。

○住宅計画課長 マネジメント計画との整合性について御答弁させていただきます。

平成28年2月に策定しました公共施設マネジメント計画に基づいて、市営住宅の今後の世帯数の減少予測や、住宅困窮している世帯に配慮しつつ管理戸数の縮減を進めて、40年後の昭和3

7年度の管理戸数を約2万戸に縮減するという事で今進めております。

ちょうど計画策定から今年度で1期10年を迎えます。現状としては、来年度以降の2期計画の策定に取り組んでございます。

こちらが昨年度経営分析の一つに位置づけられたということもございまして、来年度以降、2期以降、今から30年間の計画づくりを現在やっているところでございます。

この中で、これまでやってきました耐用年数を迎えた建物については廃止をするとか、まだまだ使う建物については長寿命化を進めると、そういったことをやってきているんですけども、昨年度の事業で外改修をやった物件とかについては、これからもまだ活用していく団地ということで、予算をつけて改修等を行っております。

そうした面からマネジメント計画との整合を図りながら、今の保全事業を進めているところでございます。以上です。

○主査（中島隆治君） 住宅整備課長。

○住宅整備課長 3つの事業の事業費の推移ということでお答え申し上げます。

大変申し訳ないんですけども、この事業、特に維持管理事業が細かく分かれております。その事業費自体をそれに足していかないとちょっと数字が出ないものですから、申し訳ございません、後ほどお知らせするという事でよろしゅうございましょうか。

○委員（山内涼成君） はい。

○主査（中島隆治君） 住宅計画課長。

○住宅計画課長 すみません、1点訂正させていただきます。先ほど、昭和37年度の管理戸数を2万戸と申し上げましたけれども、令和37年度です。訂正させていただきます。

○主査（中島隆治君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） ありがとうございます。

この中身については、かなり詳細に分かれていると思うので判断がしにくいと思うんですけども、要はこういう整備事業にかなりお金を使ってきました。そして、過去にもこうやって整備事業にお金使っていますけれども、これがどういう推移をもって動いているのか、それとマネジメント計画がどういうふうな整合性持ってやられているかというのが聞きたかったんですけども、令和6年度の縮減戸数、これは245戸ですよ。これは過去5年間で一番多い数なんです。この多い数をこなすために、まずその理由について、245という数ですよ、それはあえて言えばこういう補修のお金というものが上がってくるとは思うんですけども、そこら辺ですよ、ちょっとお聞かせ願えませんか。

○主査（中島隆治君） 住宅計画課長。

○住宅計画課長 令和6年度は245戸縮減をしております。これについては、事業費の縮小という面もありますけれども、耐用年数を迎えた住宅と、あと集約建て替えの対象となる住宅、こういったものが245戸の中に含まれてございます。

こういう数を少しずつ減らしていくことで、市営住宅全体のマネジメントを進めていこうという考えでございます。以上です。

○主査（中島隆治君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） いずれにしましても厳格なマネジメント計画に基づいて進めていただけるようお願いをしておきます。

それから、防草対策でありますけれども、いろんなところ、それから残ったお金を使わせてもらいましたということの答弁だったと思いますけれども、このうち1,900万円を超えた部分についての防草対策費で、鉄鋼スラグを使ったカタマススペシャルは幾ら分あるんでしょうか。

○主査（中島隆治君） 道路計画課長。

○道路計画課長 道路におきましてカタマススペシャルを使った費用でございますけれども、決算額で約3,400万円でございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） これ当初カタマススペシャルは市内7か所の道路の中央分離帯約2,000平方メートルという説明であったんですけれども、これは施工面積が広がったのか、単価が上がったのか、どちらでしょうか。

○主査（中島隆治君） 道路計画課長。

○道路計画課長 当初予定しておりました2,000平米につきましては、材料提供を受けて実施するということで市内7か所。実績といたしましては、面積が2,000平米から約1,500平米に減りまして、費用としては900万円かかってございます。その他の部分につきましては、例えば中央分離帯だけではなくて、道路ののり面ですとか、あと具体的に言いますとトンネルの上にあります道路が所管している土地などにおきましても、ちょっと広い面積で試験施工をやって効果を確認めたいというようなことから、いろんな場所でやった結果、カタマススペシャルといたしましては合計で3,400万円執行させていただいているというところでございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） ごめんなさい、面積が広がったよね。面積は広がって、使ったのが3,400万円という理解ですね。

○主査（中島隆治君） 道路計画課長。

○道路計画課長 すみません、そのとおりでございまして、面積的に言いますと6,500平米ほどになってございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 分かりました。

このカタマススペシャルの1平方メートル当たりの単価を教えてください。

○主査（中島隆治君） 道路計画課長。

○道路計画課長 今回単純に3,400万円を面積で割りますと、約5,000円程度という単価でございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 5,000円程度ということです。これは地元のガチン固とか、ああいうところの単価と比べてあまり変わらないんです。だから、わざわざ製鉄のごみを使ってやる必要もないのかなというのは意見として申し上げておきます。

それから、通学路の問題ですけれども、企業の進出によって歩道を整備してほしいという要望がかなり多く上がっています。要するにひびきの町周辺からです。

この歩道の安全を確保するという意味では、しっかりとした柵がついたガードレール付きの歩道というところを要望されているわけであります。

やはり企業が進出してくると車も増えるということもあって、大変心配をされていますので、そこら辺の整備をよろしく願いをしておきます。以上です。

○主査（中島隆治君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） それでは、私から幾つかお尋ねしたいと思います。

まず、豪雨災害から市民を守るための対策ということでいろいろ議論がありましたが、市内に27か所あるアンダーパスを含めて、大量の雨が短時間に降った際に冠水する道路の箇所がどれぐらいあるのか、その対策は個別に取られているのかということをお尋ねしたいと思います。

次に、交通安全対策で、先ほど通学路の安全対策についての議論がありましたけれども、いわゆる道路そのものの表示が薄くなっていて、雨天とか夜間の安全走行に支障を来するような状況も多くのところで見受けられますが、これは所管がそれぞれあると思うんですけど、警察も含めて適切な対応を求めたいと思うんですが、答弁をお願いします。

市営住宅についてお尋ねします。

空き家の有効活用については、従来から強く求めてまいりました。それで、改めて決算ですので、今年3月末、令和6年度末の空き家の戸数と入居率について教えていただきたいと思います。

それから、公園の草刈りについてお尋ねします。

公園愛護会の皆さんがそれぞれ頑張って管理していただいているわけですけども、やはり草刈り等に非常に高齢化が進んで大変な思いをしているという声を聞きます。

現在、年間に市で行っている草刈りの回数は何回なのか、教えていただきたいと思います。

最後に、生活幹線道路の整備について、これは以前もお尋ねしましたが、牧山8号線について、この間の進捗状況と今後の見通しについてお尋ねしたいと思います。以上です。

○主査（中島隆治君） 道路維持課長。

○道路維持課長 アンダーパスの御質問、それから道路標識が薄くなっているという件につい

て御答弁いたします。

まず、アンダーパスにつきましては、市内で26か所ございまして、その対策でございますけれども、それぞれのところに冠水警報装置、それから冠水がありましたら連動して電光表示をするシステムを備えております。

それから、緊急通報装置もございまして、冠水した場合にはまちづくり整備課に警報が鳴って、緊急自動車が現地に赴き、必要に応じて通行止めの措置をするという仕組みになっております。

冠水につきましては、冠水の可能性があるところが26か所と御理解いただければと思います。今回の8月の豪雨では、26か所中14か所におきまして通行止めの措置をしております。

次に、道路標識が薄くなっている件でございますが、市としましては、まずまちづくり整備課の巡回でありますとか、そういったところで薄くなっているところを把握しましたら、適宜対応しているところでございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 住宅管理課長。

○住宅管理課長 市営住宅の空き室と入居率につきましてお答えいたします。

今年の4月1日現在で空き室数は7,551戸、そして入居率ですが、こちらは建て替えに伴って閉鎖した住宅や、あと事故室などを除いた形で75.5%となっております。以上です。

○主査（中島隆治君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 公園の草刈りの回数についての御質問です。

指定管理が入っている公園を除いて一般の公園については、原則2回草刈りを実施しております。時期については、おおむね梅雨明け後の7月、それから9月、10月の秋の2回ということとで実施しております。

その中でも利用者の多い公園については、例えば戸畑であれば夜宮公園だとか中央公園、そういった主要な公園につきましては3回行っているというところもございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 道路計画課長。

○道路計画課長 生活幹線道路の整備事業ということで、戸畑区の牧山地区でございます。牧山地区につきましては、まだ用地交渉が残っているところがございますけれども、なかなか用地交渉が進んでおりませんことから、令和6年度決算額につきましては0円でございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 分かりました。

まず、アンダーパスはそうでした、26か所、1か所廃止されたと聞いていました。

それで、今回の豪雨に当たっての対応もお答えいただいたんですが、アンダーパスだけではなくて、大量の雨が降った場合に冠水する道路の箇所がほかにどれぐらいありますか。

○主査（中島隆治君）道路維持課長。

○道路維持課長 今回の大雨で市内多数冠水したと認識をしておりますけれども、数については把握をしてございません。以上でございます。

○主査（中島隆治君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）いつもこの箇所は大雨が降ったら冠水するところがあると思うんです。それを把握されていないんですかね。

アンダーパスの場合は、上を線路が通ったりしているから傾斜があって低くなっているんで水がたまるといのは分かるんですけど、そうじゃなくて冠水するところというのがやはりあると思うんですが、その把握はやっぱり必要じゃないかと思うんですけども。

○主査（中島隆治君）道路維持課長。

○道路維持課長 冠水しそうな箇所の把握ということで御答弁させていただきます。

実際に冠水をした箇所につきましては、先ほど申しましたとおり、数としましては把握をしておりますけれども、冠水しそうな場所につきましては、各まちづくり整備課で把握をしております。例えば梅雨の前にはそういったところの側溝とかますとか、そういったところを清掃して梅雨の大雨に備えるといったことを対策としてやっております。以上でございます。

○主査（中島隆治君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）対症療法だけでなく、抜本的に冠水しないような、例えば側溝の整備とか排水路の拡幅とか、そういう対策が必要じゃないかと思うんですが、その点についてもう一度お尋ねしたいのと、併せてアンダーパスの冠水の影響によって、すぐ近くの民家とか店舗などが浸水被害を受けるような箇所はありませんでしょうか。アンダーパスの場合は当然通行止めにしたりますわけですけども、いつもその部分が周辺に被害をもたらしているようなところはないのかということ把握されているかどうかお尋ねしたいと思います。

○主査（中島隆治君）道路維持課長。

○道路維持課長 抜本的な対策ということでまずお答えいたします。

道路だけではなかなか難しいところもございますので、例えば上下水道局について、道路排水は河川なり雨水幹線で下流に流れていくという仕組みになっておりますので、下水道の重点整備であったり、また、それ以外でもいろんな取組で連携を図っておりますので、そういったところで総合的に対策を行っていくということで考えております。

それから、もう一点、アンダーパスの近隣の住居ですとか、そういったところへの浸水につきましては、もちろん道路構造上できることは対策をしていくといった取組をいたします。

併せまして、毎回浸水するようないところもあろうかと思います。そういったところはまちづくり整備課に事前に御連絡いただければ、対症療法的ではございますけれども、土のうの提供、それから設置といったところのお手伝いはできると思っております。以上でございます。

○主査（中島隆治君）荒川委員。

○委員（荒川徹君） 時間がないので要望しておきますけども、大雨が降ると必ず冠水するアンダーパスの近くに店舗や住宅があって、被害を受けるというところがあるんです。そこはしっかり把握していただいて、事前に連絡があればということですけども、逆に行政から何か対策をしっかりと事前に取りするという対応をやったりする必要があるんじゃないかと思いますので、そこはしっかりやっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それから、市営住宅の関係ですが、入居率が今年の初めの時点と比べて若干上がったんですかね。今年の初めの時点で75.8%とおっしゃったような気がするんですけども、それはこれまでの取組の成果なのかなと思いますが、先ほどの説明の中で、いわゆる退去後修繕のことも言われました。これは維持管理費に含まれているということでしたが、令和6年度の退去後修繕の予算額と決算額を教えてくださいたいのと、修繕戸数と、それから1戸当たりの平均費用について教えてくださいたいと思います。

○主査（中島隆治君） 住宅管理課長。

○住宅管理課長 入居率に関しまして御説明いたします。

入居率は、今年4月1日で75.5%、これは昨年の78.1%より減少しております。このため、まだ始まったばかりの取組ですが、空き住戸の有効活用などを進めまして、少しでも住戸を有効活用できるように頑張っていきたいと思っております。以上です。

○主査（中島隆治君） 住宅整備課長。

○住宅整備課長 退去後修繕費についてお答え申し上げます。

令和6年度の退去後修繕費は8億1,000万円になってございます。戸当たりの修繕費に関しましては、1戸当たり167万円、修繕戸数は482戸でございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 入居率、私の記憶違いでしたね。下がっているんですね。

それで、7,551戸の空き戸数があるということで、やはり毎回思うんですけど、募集になったら必ず相談に見える方があります。ぜひ有効に活用してほしいなということを常に思うんですが、当然入居に当たっては、適正なルールに基づいて選抜されていたり、抽せん結果で決まっていくわけですが、ぜひその枠を増やしていただきたいんです。

それで、8億1,000万円の予算に対して、決算もほぼ変わらないぐらいでしょうか。

○主査（中島隆治君） 住宅整備課長。

○住宅整備課長 退去後修繕費の予算に関しましては、令和6年度予算は9億4,000万円で行っていただきました。決算額が8億1,000万円なんですけれども、1億3,000万円なぜ下がったかというお話なんですけど、退去後修繕に関しましては、国庫補助金が当たっている事業でございまして、昨年度予算としては9億4,000万円あったんですけど、国費の当初配分が不足してございまして、1億3,000万円どうしても使えなかったということでございます。

本年度に関しましては、国費満額配分されておりますので、退去後修繕、全額執行していき

たいと考えております。以上でございます。

○主査（中島隆治君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）今年度の予算は幾らですか。

○主査（中島隆治君）住宅整備課長。

○住宅整備課長 本年度の予算に関しましては、昨年度より2,000万円増えまして9億6,000万円でございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）この9億6,000万円の予算は、昨年度の実績が482戸ですが、これが増えるんですよね。予定としては何戸ぐらいでしょうか。

○主査（中島隆治君）住宅整備課長。

○住宅整備課長 昨年度482戸でございましたけれども、年によって単価が異なりますものから、600から700戸の修繕をしていきたいと考えております。以上でございます。

○主査（中島隆治君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）1戸当たりの平均の修繕費用は、やはり毎年上がっているんですよね。

○主査（中島隆治君）住宅整備課長。

○住宅整備課長 人件費の高騰等で毎年上がっていくという傾向にございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）市営住宅の退去後修繕というのは、まさに地元の業者の方が担っていらっしゃるわけで、当然これは必要な単価を見積もって適正な契約をして仕事していただくということが必要だと思います。

その上で、昨年度よりも予算的には2,000万円増えたといっても、全体としてはやはりもっと増やして空き家を有効活用するということが必要だと思いますので、現場としてはいろいろ御苦労されていると思いますけども、ぜひ枠を広げて市民の住宅困窮されている方のニーズに応じていくという取組をしっかりとやっていただきたいと思います。

それから、これはやっぱり空き家が出ないと対応できないわけですけど、住み替えの要望も非常に切実です。4階、5階に住んでいる方が1階、低層階に移りたいという声とか、山の上の団地に住んでいらっしゃる方が平地に移りたいという本当に切実な声がたくさんあります。これをやっぱりいろんな工夫してぜひ応えていただきたいということも、これは具体的な対応は今、こうすればどうかというのはありませんけども、いずれにしても枠を広げていただくことが第一だと思いますので、取組をお願いしたいと思います。

それで、戸畑の生活幹線道路については、これは救急車等の緊急車両が入れないということで整備をすることになっているわけで、長期にわたってちょっと事業が停滞しているということなんですよね。相手のあることですから、そう簡単にはいかないと思いますけども、やはり

熱意を持って取り組んでいただくことが必要だと思いますので、しっかりやっていただきたいというのをまた改めて要望しておきたいと思います。

最後に、公園の草刈りですが、さっきも言いましたけど、非常に一生懸命地域の方はやっているんですね。ですが、どうしてもやっぱり年々高齢化していく中で、非常にもう草刈りは大変だという声を聞きます。

一部は3回草刈りをしていただいているということですが、一般の場合は2回ということですね。予算の関係もあると思うんですけど、予算もぜひ増やしていただいて、3回できないかという要望をいただいております。その要望を、恐らく私だけじゃなくてほかからも来ているんじゃないかと思うんですけども、市としてはどのようにお考えでしょうか。

○主査（中島隆治君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 確かに地域の方からも草刈りの要望を多数いただいておりますけども、なかなか全部の公園を3回というのは非常に予算もかかることで難しい状況ではあるんですけども、例えば刈る時期を工夫したりしてメリハリをつけた維持管理ということは今もやっておりますし、今後もその辺地域の実情を踏まえて検討していきたいというところでございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 地域の実情を踏まえてということですが、どのくらいのところからそういう要望が来ているのでしょうか。

○主査（中島隆治君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 草刈りに関して特化した件数というのは把握していないんですけども、やはり夏場にはかなり草が伸びて公園が使いにくいというところもありますので、例えば伸びが激しいところは、先ほど時期のお話ししましたが、前倒しでやったりとか、例えば地域でイベント等を行う場合には、それに合わせて時期を早めたりという工夫はしております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 草刈り自体、草を単純に刈るだけでなく、例えば擁壁の隙間から草が伸びてきているとかということで、素人じゃできないというような声もあります。ですから、そのあたりも含めてきめ細かく対応していただきたいし、何よりもやっぱり予算が限られている中でのことで、ぜひ予算を拡充するような取組をやっていただきたいということを強く要望して、もう時間も恐らくあまりないですね、以上で終わります。

○主査（中島隆治君） お昼過ぎてしまって申し訳ございません。ここでしばらく休憩いたします。再開は午後1時10分といたします。

（休憩・再開）

○主査（中島隆治君） 再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。住宅整備課長。

○住宅整備課長 午前中、山内委員からの市営住宅の事業費に関する質問にお答えできなかった点について御答弁申し上げます。

まず、市営住宅の令和4年度の決算額でございます。住宅維持修繕等事業25億1,300万円です。

それから、市営住宅整備事業12億2,600万円です。

それと、市営住宅計画保全事業9億3,100万円です。

続きまして令和5年度です。令和5年度の住宅維持修繕等事業25億3,100万円です。

それと、市営住宅整備事業14億7,000万円です。

それから、市営住宅計画保全事業8億7,700万円です。

令和6年度でございます。住宅維持修繕等事業22億2,200万円です。

市営住宅整備事業16億4,200万円、市営住宅計画保全事業12億7,100万円でございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） では、質疑に入ります。自民党、佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） まず初めに、市営住宅の共益費についてお尋ねいたします。

近年入居者の減少や高齢化によって、残った住民の共益費負担が増えて生活に影響が出ている団地があります。民間の賃貸住宅ではこの空室分の共益費はオーナーが負担するのが一般的ですけれども、市営住宅では自治会が徴収管理しているため、負担増がそのまま住民にのしかかっている状況であります。

福岡市、尼崎市、船橋市では、自治会に代わって市や指定管理者が共益費を徴収管理する支援制度を導入しています。

そこで、伺います。

北九州市としても、共益費の負担増や自治会活動への影響を踏まえ、こうした支援策の導入や負担軽減策について検討をしているのか、お聞かせください。

○主査（中島隆治君） 住宅管理課長。

○住宅管理課長 市営住宅の共益費につきましてお答えいたします。

特に郊外などの入居者が少なくなっている団地においては、共益費の負担が増しておるといってお話はお聞きしております。

その中で、まずは共益費自体の負担の軽減としましては、各自治会の方々に工夫されておりますが、例えば共用部分の電気について、ふだん使用しないところをまめにスイッチを消したり、あるいは空き部屋のところに関しては共用部の球を抜いたりというお話は聞いております。

また、共益費の代理徴収について、福岡市などで実施しているということは把握しております。

共益費の代理徴収につきましては、1つは共益費自体を代わって徴収するということで、やはり一定の事務経費がかかります。それに伴って共益費自体が若干の値上がりとなりますが、

それにつきまして住民の皆様のご合意を得られるかどうかというところになってくると思います。

過去に私どもの団地でも、幾つかの団地で共益費の代理徴収についてお問合せがありまして、今民間で集合住宅の共益費の代理徴収を行っておるところがございます。そちらの情報を提供したりはしましたが、やはり住民の皆様の同意が得られないということで、導入には至っていないという現状でございます。

また、もう一つ、やはり共益費の代理徴収に当たって、こちらで気をつけていかなければならない点としまして、今団地では共益費と自治会費を両方徴収しておるというケースが多いんですが、こういった場合、共益費だけを代理徴収という形にしましても、やはり自治会費の徴収というものが残ってしまいまして、逆に自治会費だけという形で自治会費の徴収も難しくなってくるのではないかと懸念もございます。

ただ、やはりそういうニーズがあるということは私どもも存じ上げておりますので、今後やはり代理徴収につきましては、もっと他都市の状況や本市の実情について勉強してまいりたいと考えております。以上です。

○主査（中島隆治君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） 分かりました。

それから、入居者が減ればその分やっぱり残っている人たちの共益費の負担というのが重くなってくるということでもあります。市営住宅によっては空き家率が3割、4割とかに達している団地もあるわけでありまして、共益費の徴収の工夫も、今しっかり勉強していく、検討するという事で言ってもらったんですけれども、まずは入居者を増やしていくということをやったりやっていかなきゃいけないと思います。市営住宅の中には改良住宅とか、いろいろその背景だったり経緯だったり、いろんなところがあって、入居の要件とか、そういったところに一定のハードルがあったりするところもあると思うんですけれども、やっぱり今のこの時代でありますから、そういったところももうしっかり見直しをして、できるだけ空いているところには新しい方に入ってもらおう。特に現役世代の方々に入ってもらわないと、自治会の活動というのが成り立たない状況が今現にありますので、やっぱりそこら辺をしっかりと考えていただきたいと思うんですけれども、そうした入居条件の見直しや現役世代の誘致等の方策について何か検討されていますか。

○主査（中島隆治君） 住宅管理課長。

○住宅管理課長 今委員がおっしゃるとおり、入居率の改善というのが一番大きな解決策になるということは間違いございません。

まず、このため、若年の方につきましては、令和6年より従来の新婚募集の枠を拡大しまして、新婚・子育て世帯募集という形で新たに募集を開始しております。

また、定期募集のときに申込みをいただかなかった団地に関しては、その後先着順という形

で募集しております。

また、募集してもなかなか申込みがない郊外の団地につきましては、常時募集という形をとっております。こちらの団地につきましては、若年の方の単身の入居という形も認めておるところでございます。

あと、これは今年から始まった取組ですが、申込みのないエレベーターなしの高層階の団地を中心に、目的外使用の拡大という形で、今回はまず外国人の技能実習生の方に入っていただくという事業を試行的に実施しておりますが、この際は許可条件として町内会への加入、もちろん共益費等の支払いにつきましても条件として定めております。

全体としてこのような取組を進め、さらに入居率の改善、そして地域の方々のやはり御負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○主査（中島隆治君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） 分かりました。

いろいろと検討していただいているということです。

ただ、いろんな工夫をされてもなかなか改善されないというのが今現実だと思うんです。そうなったときに、やはり民間の住宅と同じように、最終的にはオーナーである市が責任を持つということも検討していかないといけないときが来るんじゃないかなと思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○主査（中島隆治君） 住宅管理課長。

○住宅管理課長 ただいま委員がおっしゃるとおり、やはり入居率が著しく低下したようなところにつきまして、何らかの方策は考えていく必要があるんじゃないかと、そういった現実には認識しております。以上です。

○主査（中島隆治君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） ぜひこの共益費の負担とか入居者の減少に対応する施策については、中長期的な方針をしっかりとまとめていただきたいということを要望しておきます。

次に、また市営住宅なんですけれども、この市営住宅の集会所における高齢者の社会参加、それから健康づくりについてであります。

これは6月の議会で私から質問させていただきましたけれども、今この高齢者の方々の社会参加や健康づくりというのは、市としても重要な政策として位置づけておりまして、市長も保健福祉局長も重要な政策なんだということを答弁されておりました。

しかし、市営住宅の集会所をこうした活動の拠点にしている方々がいるんですけれども、市営住宅の集会所には基本的にエアコンがついていないと。夏場の暑い時期は活動を休止せざるを得ないということになっております。これだとやはり高齢者の方々の社会参加や健康づくりというものが進まなくなるわけでありまして、健康維持、それから見守り機能の低下あるいはコミュニティーの希薄化、いろんなところに深刻な問題が発生をしてしまいます。

なので、やはり市営住宅の集会所については、エアコンを設置するべきであると思いますし、もしくはなかなか一気にそれができないのであれば、類似公民館のようにエアコン設置の一部補助とか、そういう新しい制度を新設するべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○主査（中島隆治君） 住宅管理課長。

○住宅管理課長 今委員御質問のとおり、市営住宅の集会所が住民だけの利用ではなくて、地域の方も交えて会合を行っていただいたり、あと健康教室等に利用されておる実態は私どもも十分把握しております。

また、特に今年もそうですが、昨今の猛暑で夏季の利用が厳しくなっているという現状も認識しております。

一方で、エアコンを設置した場合、もちろんエアコンの設置費用、そして月々の電気使用料もそうなのですが、今市営住宅の集会所につきましては、おおむね最低限の電気容量での契約となっております。このため、エアコンを設置するとなると電気容量自体も上げる必要があります。基本料金もやっぱり高くなると。

ちょっと先ほどのお話にも通じるんですが、やっぱり共益費自体の上昇も、今のそのままの仕組みづくりでは、やはり住民負担が増していくという形もございます。ですので、こういったところなどを含めまして、例えば今市営住宅の集会所につきましても、半数ほどが皆さんでエアコンを設置しておりますが、こういう設置している集会所の皆様はその費用負担をどのようにしておるのか、活動状況はどうなのか、そういったものをいろいろ調べさせていただきまして、集会所へのエアコン設置に関する支援に関しては慎重に検討してまいりたいと思います。以上です。

○主査（中島隆治君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） 今言われたとおりであります。やっぱり活動するに当たって受益者負担というのは当然でありますので、一定の負担を当然していただかなきゃいけないと思っていますけれども、やっぱりそのイニシャルの部分が非常に大きくて、こういう活動をされている方々というのは財政的にそんな余裕がないんですよね。だからこそ全額負担できないのであれば、一部の補助をしてほしいということを言っていますし、もう御承知のとおり、近年の夏は本当に命に関わるような暑さなんです。こんなときにやはり速やかに快適な環境を整えていくというのは、設置者としての当然の義務だと思いますので、これは慎重にというか迅速に検討していただいて、早い段階でこういう制度が新設されるようにしていただきたいと思います。

次に、皿倉山のロングスライダーについてなんですけれども、これについて今後の在り方を検討するための検討会議を設置するということですが、しかしながらこの会議は非公開で行うと聞いております。

市民の関心が高く、安全性への疑義が繰り返し指摘されている案件において、なぜクローズドで議論を進めるのか。公開の場で透明性を確保することが、信頼回復につながるのではない

かと思いますが、非公開とする理由とその判断過程を明らかにしてください。

○主査（中島隆治君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 皿倉山滑り台の在り方検討会議の件で、会議の公開、非公開の件なんですけども、検討会議で滑り台に関してはいろんな方から様々な御意見が寄せられています。そういったところで、構成員の率直な意見交換を確保する必要があること、それからけがの報告があった方の個人情報、それから遊具を設置している企業の企業情報、これらを取り扱うこと。これらの理由から、原則非公開とする予定にしております。

なお、後日議事の概要等については公表する予定であります。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） 今御答弁の中で、プライバシーに対する配慮とか、率直な意見交換等々を理由として非公開にすると。後日議事録は公開するという答弁でしたけれども、それだと検討過程というものをリアルタイムに知りたい市民の関心に応えられないわけであります。

特に皿倉山スライダーは、この安全性に大きな疑義があって、再開をめぐって市民の賛否がきつ抗している案件であります。

そうした中で、結論だけを後で知らせるというのは、市民の信頼を得ることは極めて難しいと思います。

そこで、伺うんですが、議事録を公開するだけでなく、議論の中間報告や資料の逐次公開など、より迅速に透明性を確保する方法を取るべきであると思いますが、いかがですか。

それから、議事録公開の時期や形式はいつどのように行うのか、教えてください。

○主査（中島隆治君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 会議の資料の公開についてなんですけども、検討会の構成員の意見をいろいろ聞きながら、なるべく早い段階で公開したいなと。どこまで公開するかということもあるんですけども、その辺も踏まえて構成員と相談しながら決定したいと考えております。

公開する時期についても、なるべく迅速にということで考えておりますので、御理解をいただきたいと考えております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） 今なるべく早い時期と言われましたけれども、非常に曖昧であります。こうしたなるべく早い時期あるいは適切な時期というのが具体的にいつなのかというところを、やっぱり知りたいと思っています。そうじゃないと市民は、数か月待たされるのか、それとも年度末まで公表されないのか分かりません。やはり目安をしっかりと示していくべきだと思います。

繰り返しになるんですけども、結論が出る頃になって公開されても、それは市民参加の余地はありませんので、事後報告だということになります。いかがでしょうか。

○主査（中島隆治君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 皆様方に早い時期にお知らせするというのは大事なことだとは我々も認識しております。

これも検討会の構成員の方との相談になるんですけども、例えば年内に中間報告をするとか、その辺も今考えていますので、その辺で御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） なかなかやっぱり理解できないです。開かれた市政、それから市民との協働という市政を目指して我々は進んでいるわけですから、今の答弁では納得がちょっとできないなと思っています。

それと、自由な発言と言われました。自由な発言だったかな、率直な意見交換ということだったんですけども、それが非公開の一つの理由だと言うんですが、後々その議事録が公開される以上、その委員の発言というのはそれを意識せざるを得ないわけでありますから、非公開だから自由に言えるという理屈自体が私は矛盾しているんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○主査（中島隆治君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 議事録の公開に当たりましては、構成員も具体的にどなたがどのような発言をしたかというのは伏せて公開する予定でおります。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） その辺もよく分からないんですけど、だからといってプライバシーだったりとか率直な意見ができるというのは少し無理があるんじゃないかなと思います。なので、そういう透明性を担保した場で発言できる人材を委員に選ぶべきだし、それからそうしたプライバシーであったり個人情報、企業情報というのは、工夫次第で何とかなる話でありますので、そこら辺をしっかりと受け止めていただきたいと思います。

それから、事故原因が未解明である以上、やっぱり議論の透明性こそ市民の安心につながっていくと思います。非公開を貫いていけば、市が都合の悪いことを隠しているんじゃないかというような不信を招くんじゃないかと私は心配しております。

公開の原則を外れるなら、非公開にしなければならないその特段の事情を具体的にしっかりと提示をしていただきたいと思います。

それから、会議そのものを非公開にするというのであれば、少なくとも配付資料、中間報告、議事要旨などを逐次公開をしていくべきでありますし、傍聴が難しくても、オンライン配信、それもできないか、できないんですね。分かりました。

とにかく結論を言うと、後から知らせるというやり方では市民も議会も納得ができません。この検討会の透明性をどうやって担保していくのかという視点から、やはり議事録の公開時期、それから公開の在り方についてより具体的に示していただきたいと思います。

次に、除草についてなんですけれども、本会議の答弁で、市は優先順位をつけて計画的に除草をしていると説明されましたが、僕が示した写真を見ていただいたら分かると思うんですけれども、現実とは全くそうではないと思います。

何でこうなっているのかなということなんですけれども、やっぱり実態は、各区から場所と概算費をもらって、それを合計して予算を決めて、その総額を一律に削減するなどのそういう予算のつけ方をしているからじゃないのかなと思っています。

なので、本庁の予算部局が、現場で草が繁茂しているような場所やその作業の必要性というのをしっかり把握できていないんじゃないかなと思うんですけれども、もし計画的にこの除草をするというのであれば、各公園や道路ごとに必要な費用を明示して、総額を算出して、予算配分する、そういう予算の編成過程があってしかるべきではないかなと思います。現実としては、現場の本音の優先順位は全く反映されていないと思いますし、これではやっぱり現場が苦しいわけであります。市民からの苦情や要望に追われるのが今唯一の草刈りの動機と言わざるを得ないと思います。

そこで、伺いますが、草刈りの苦情や要望は本庁が直接受け止めて、現場の状況を把握した上で、優先順位をつけて計画を立てて、各区に指示して進める体制に改めるべきではないでしょうか、見解を伺います。

○主査（中島隆治君） 道路計画課長。

○道路計画課長 雑草の対策につきまして、今言った本庁の各道路、公園、河川が受け止めて進めるといった件の見解でございますけども、やはり我々が今までやってきておりますのは、定期的な除草は計画的にやってきているというところでございます。それ以外につきましては、やはり安全パトロールですとか、市民要望に基づき見通しの確保など、安全面で配慮が必要な箇所については、局所的、臨時的な除草を行っているところでございます。

それをなかなか本庁でまとめるというのは、数も多いですので、そこら辺はまちづくり整備課で取りまとめているというのが状況でございます。

道路を維持管理する上で、市民要望の通報といいますのは貴重な情報源でございます。市民生活に悪影響があると思われる箇所を見かけた際には、ぜひ区役所まちづくり整備課への一報をお願いしたいと思ってございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） なので、今の答弁だと、やっぱりどちらかというと現場にそういった責任があるように聞こえるんですけれども、でも計画的に除草していくということになれば、本庁できちんと計画的なものを組み立てて、そこでその予算を必要なものに充てていかなきゃいけないんじゃないかなと思うんです。

だから、例えば計画的というのが僕はちょっとよく分かりません。今市はどのように計画的にこの草刈りについて予算をつけたら対応しているのか、もう一回教えてください。

○主査（中島隆治君）道路計画課長。

○道路計画課長 道路の路肩の除草につきましては、例年からやっている定期的な除草ということで、路線ごとにこういうのり面とか路側とかといったような位置をきちんと決めて対応しているという状況でございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君）佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君）今道路のことについては分かったんですけども、公園であったりとか河川であったりもあると思うんですが、このあたりはどのように計画的にやっているんでしょうか。

○主査（中島隆治君）みどり公園課長。

○みどり公園課長 公園につきましても、午前中答弁したとおり、原則年に2回草刈りを実施しております。これは計画的かつ定期除草と位置づけて、毎年刈るところがほぼ一定なんですけども、それを踏まえて実施しているという状況でございます。

それ以外にも、どうしてもやっぱり通行上支障になるとか、安全上ちょっと問題があるというところは、道路と同じように局所的にする場合もあるんですけども、基本的には年に2回の定期的な除草を行っているという状況です。

○主査（中島隆治君）河川整備課長。

○河川整備課長 河川の除草についてお答えします。

河川の除草についても、市の管理河川というのが普通河川、準用河川になってきますので、それについてはおおむね川の中が主になってきますので、それについては年に1回定期除草で対応していると。

また、河川管理道についても定期除草で対応しているんですけど、そのほかに水路際とかそういうところで局所的に生える部分については、臨時的、局所的に対応しているということでございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君）佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君）分かりましたというか、ということは、今計画的にやっていると言われましたけれども、そうすると、予算額に応じた除草箇所というものをきちんと把握をしているということでよろしいんですね。はい、分かりました。

となると、現場ごとの予算とか、その箇所づけしているところというのをしっかり我々に示していただくことができると思うんですが、それはやっていただけますでしょうか。

○主査（中島隆治君）道路計画課長。

○道路計画課長 路線のどこをやっているかという箇所につきましては、GIS上で把握をしております。お示しすることができます。以上でございます。

○主査（中島隆治君）佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君）分かりました。

例えば〇〇公園は除草費の予算額が幾らですよ、〇〇公園は幾らですよとか、そういう形で、それらを合計して総額幾らですみたいな形でちゃんと把握しているということでもいいんですよ。

○主査（中島隆治君） 道路計画課長。

○道路計画課長 道路におきましては、例年といいますか、過去、令和元年ぐらいにかなり大きな面積の除草がかかったということで、基本的にはその面積を参考にしています。

といいますのも、定期的な除草をする面積以外にも、先ほどから申しましたとおり、局所的、臨時的にやっているところが年、年によって変わってきておりますので、そこら辺の面積まで含めて予算を組むということになれば、過去の実績を参考にしていますので、この路線ごとに幾らといったような予算の組み方はしておりません。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） いろいろと計画的にやっているというような御答弁だったんですけれども、町を見渡せばこういう状況になっていて、とても適正な管理水準であるとは私は言えないと思っています。

やはり今どうしてもまちづくり整備課だったり、僕らよく相談に行くじゃないですか。そういう動きを見ていると、やっぱり苦情があった順にその現地を確認して草刈りをするというような形になっているんじゃないかなと見えます。

予算をしっかりと総額を決めてやっていますということなんですが、そういうふうな苦情があった順にやっていくというようなやり方だと、年度末に向けてどんどんどんどんその予算というのは減っていくわけであって、草が繁茂している時期というのは、先ほど言われた梅雨だったりとか秋だったり、そういったところに草刈りするわけですよ。なので、結局繁忙期にどっとまたそういったものが集中してしまうということになっているので、やっぱりその辺はもう少し計画的にやるための工夫というのはするべきだと思います。

○主査（中島隆治君） 道路計画課長。

○道路計画課長 道路の路側におけます定期的な除草につきまして、やり方の考え方としては、やっぱり梅雨の間に雨が供給されて、日光を受けて成長しますので、そういう成長して伸び切った状態で刈ることが効果的と考えて、皆様御存じだと思いますけども、道路の路側の除草につきましては、主に梅雨明けからお盆前までに集中して実施しているといったようなことでございます。

なかなか年に1回ですと効果が長続きしないといったようなことも把握しております。

また、昨今の気候変動によりまして大雨が度々降ったりとか、その後晴れ間が続くといったようなことで、雑草が繁茂しやすい状況にあるとは感じてございますけども、この回数を増やすというのも予算的な制約があってなかなか難しいというところでございますので、これまでやってきた除草だけで市内くまなく常時雑草が目立たないという状況にするのは、今後ますます

す難しくなると思っております。

そこで、除草から防草へシフトするということとして、雑草対策の取組をさらに進めてまいりたいと考えております。今後も安全で快適な環境維持のために頑張ってもらいたいと思ってございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） 今防草の話もされたんですけど、議場で配付した資料の中にも、もう既にコンクリートで埋めて防草対策をやっているところも、あれだけの草が伸びているという状況なので、その防草が絶対なわけではないわけでありますので、やっぱり基本の基であるこの除草というのをしっかりと力を入れていかないといけないと思います。そのためには、当然予算をしっかり拡充していくということが重要ですし、その担当局の皆様は財政局ともいろいろ折衝あるかと思いますが、しっかり市民のための予算を確保していただきたいと思います。

本当にこの1年、市民の皆さんから草刈りの要望が増えています。昨日もありました。ある公園で子供を遊ばせようと思ったら、もう背丈以上の草が生えていて遊べないと。だから、少し家から遠い公園に行ったけど、そこも同じような状況だったと。なので、これじゃいかんということで、区役所に電話をして、ボランティアでやりたいと思うんですけどという話をしたら、ボランティアどうぞどうぞやってくださいと。ボランティア袋はここにありますから取りに来てください、のような対応だったということなんです。やっぱり子供たちに優しいまちづくりというのをやっていくことが武内市政の安らぐ町、彩りある町なんじゃないかなと思うんですけど、実際今現状そうっていないということをしかりとかみしめていただきたいと思います。

我々もこの予算を拡充するということを要望しますし、皆さんも頑張ってくださいということをお願いいたします。

最後に、旦過地区の再整備事業なんですけれども、市長はこの事業をこれからの100年をつなぐ一大プロジェクトと表現をされました。

しかし、当初の事業費18億円、市負担の4.5億円が、計画見直しで39億円、市負担24.5億円に膨らんでしまいました。やっぱりこれは市況の先読みができていないということが分かりました。

その中で市長が、しなやかで柔軟な対応をしていると、していくということを言われたんですけども、これまでのこの計画が変更していく中で、市長の言うしなやかで柔軟な対応というのはどこを指すのか教えてください。

○主査（中島隆治君） 神嶽川旦過地区整備室長。

○神嶽川旦過地区整備室長 ただいま委員からいただきましたしなやかで柔軟な対応についてということでございますけれども、近年、今御指摘のとおり、経済状況であったり、様々な

時間の経過とともに状況の変化があつてございます。

旦過の再整備というのが、市場の防災上の課題を解決する河川であつたり、老朽化した建物を、密集化の課題を解決しながら、そして小倉の町にとって、そして北九州市にとってにぎわいの場所となる旦過市場の再整備を、市民の安全を守るため、そして町のにぎわいを高めていくために取り組んでおるところでございます。

具体的にどのようにしなやかに柔軟に対応していくかというところではございますけれども、例えば今市が整備しております4階建ての商業施設の2階の部分につきましても、食のブランドというところ、食を楽しむ場所ということで、飲食の店づくりというのを市場の皆さんと話し合いながらやっていこうということで決めておったわけですがけれども、市の予算を投入していくということですので、また、これからいろんな民間の企業の方々の声も聞きながら魅力を高めていけるように、そこは柔軟に対応していくということが大切かと思つてございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） 安全を確保しながらということなんですけれども、それはもう当たり前の話であつて、それ以外にしなやかで柔軟な対応というところが何なのかがよく分からない。言わせてもらつて、どんどんどんどん市民負担が増えていく、財政支出が増えていくというところぐらいしか、そういった柔軟な対応というのが見えてこないんです。

やはり、財政負担を抑えながら本当に柔軟でしなやかな計画にしていかなきゃならないと思うんですけれども、そのためには、やはり大学ですね、既存キャンパスでの対応も考えていくべきなんじゃないかなと思います。これは補助金を返してでも、今想定されている市の税負担を充てれば十分新学部は既存のキャンパスで対応できると思うんですけれども、そういったところの観点で、柔軟な対応というのは検討されていないのでしょうか。

○主査（中島隆治君） 神嶽川旦過地区整備室長。

○神嶽川旦過地区整備室長 前にもいただきました大学の整備のお話になるかと思つていますが、こちらは北九州市が設置団体として、政策局が主となって大学のサポートを行つておるところですが、既存キャンパスを使つてというよりも、大学の思いとして、都心に大学を出して、IT人材の育成であつたり、北九州市の企業への人材供給といったところを目指して、そのために学生をより多く優秀な人材を集めるという意味で、都心というところを考えていらっしゃるとは聞いてございます。

北九州市の旦過の整備におきましても、旦過地区に北九州市立大学が開校するということであれば、町の若者の皆さんの人材が、人が巡ってくるということであつたり、にぎわいづくりにもつながっていくと思つておりますので、今現状大学と旦過市場の関係者の皆さんで設計を進めておりますいわゆる川沿いの建物についても、旦過地区の再整備事業のエリア内で進んでおることですので、都市整備局としましても、技術的な面などでしっかりと支援していきたい

と考えております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） ぜひこの事業、コスト意識を持って柔軟な対応をやっていただきたいと求めています。終わります。

○主査（中島隆治君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） まずは、皿倉山リニューアル事業について、この事業についての当該事業の内容と目的をまず聞きたいと思います。

そして、除草対策経費について、先ほどから議論があっているんですけども、これ河川に関しまして、令和5年度決算より低くなっているんですけども、その理由を聞きたいと思います。

そして、今旦過の話で、しなやかに柔軟にという中で、これから民間の人と話し合っ様々なことを決めたいみたいな話なんですけども、2階は食に関して入れるということを聞いていたんですけど、その方針が変わるということでしょうか。簡単でいいですから聞きたいと思います。

○主査（中島隆治君） 神嶽川旦過地区整備室長。

○神嶽川旦過地区整備室長 すみません、ちょっと誤解を生むような説明になりましたけれども、2階の部分につきましては、大きな方針が変わったというものではございませんでして、飲食、要は新たな魅力として食に関する区画店舗を入れていくということになります。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 河川整備課長。

○河川整備課長 河川の除草について、令和5年度と令和6年度比で令和6年度のほうが減っているというお尋ねがございました。

令和5年度は、令和5年災害がございまして、しゅんせつ等をやる中で草刈りも当然そのセットでついてくるということでございまして、9月補正を取ってやったんですけど、それが4,000万円ほどございましたので、推移としては4,000万円から5,000万円の間であったので、例年と同様ということでございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 皿倉山の事業についての御質問です。

まず、皿倉山リニューアル計画というものを平成28年に策定しております。その中で様々な取組を行うというふうな整理をしていますけども、このリニューアル計画を策定する際に利用者にアンケート調査をしたところ、山頂付近で家族で行った際に遊べる施設が少ないなどの御意見があって、遊具の整備を望む声がございました。これを踏まえて、令和6年度に滑り台それからブランコの整備を行っております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） 河川については、ぜひまちづくり整備課の課長の話を本庁の方々によく

聞いてください。もうそもそも市民要望のほとんどは、まちづくり整備課の課長が知っていますので、本庁の方々も外に出ていけとは言わないけども、少なくとも皆様方の仲間である課長の話をしっかり聞いて事業を実施してもらいたいなと思っています。特に本当に道路の草刈り、そして河川の草刈りというのは要望が多くなっています。

計画を持ってと言っていますけども、そもそもその計画自体が本当にずれていないのかなど。今自治区会も含めて高齢化してきています。本当に大変ですので、その辺はぜひ考慮してください。

そして、且過の件は理解できました。

そして、皿倉山リニューアル事業ですが、内容は分かったんですけど、目的は何でしょうか。

○主査（中島隆治君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 当時の平成28年に策定したリニューアル計画の中で、既存の施設の魅力向上、それから回遊性、情報発信を高め、市民の健康づくり、癒やしの場、市内外のお客さんの景勝エリアとしての整備を進めるとともに、アクセス対策を講じるものということですというのが計画のテーマとなっております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） それでは、当該事業のうち、ロングスライダーに要した経費はお幾らだったのでしょうか。

○主査（中島隆治君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 滑り台の経費についての御質問です。

エリア全体で約1億900万円の整備費がかかっておりまして、そのうち滑り台に関しては約4,000万円ということでございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） 通常の公園の滑り台の建設等設置費用について、合算でいいんですけど、どれぐらいでしょうか、通常の公園では。

○主査（中島隆治君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 通常のいわゆる市民に身近な街区公園の整備においては、小規模な滑り台ということになるかと思うんですけども、物によってちょっと違うんですけども、100万円とか200万円とか、そのぐらいだったと思います。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） 令和6年度予算に対して今回の決算は、予定どおりの執行だと考えられているのでしょうか。

○主査（中島隆治君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 整備に関してはほぼ予定どおりなんですけども、滑り台の本体は3月末までに工事が終わってしゅん工しているんですけども、一部階段部分というか、着地部分のあたりが

一部翌年度令和7年度に繰越しして、4月25日のオープンまでには現地は完成したという状況でございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） それでは、ロングスライダー、滑り台と言うんですか、滑り台の現状は、当初の目的どおり達せられていると考えられているのでしょうか。

○主査（中島隆治君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 けが人が出てから一時閉鎖をしておりますけども、それ以前は多くの方に利用されて、にぎわいづくりにもつながっていると考えております。

また、夏休みが始まる7月19日から8月25日までの利用状況を見ても、延べ4,000回ぐらい使われているということで、非常に多くの利用者に使われているということで事業効果は十分あったと考えております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） それでは、皿倉山リニューアル事業についてなんですけど、全体として令和6年度の予算時に期待した効果、これについてはどのように考えられているのでしょうか。達成できたか達成できていないか。

○主査（中島隆治君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 リニューアル事業につきましては、滑り台だけではなく、先ほどお話ししたブランコだとか階段状のデッキ、それらも一緒に整備しております、特に階段状のデッキなんかは大人の方も非常に座ってゆっくり景色を眺められるということで好評でございます。そういった面からも一定の効果はあったんじゃないかと考えております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） 皿倉山リニューアル事業全体としては、全体的にはいい効果なのかなという気はするんですが、この滑り台に関して1億900万円、滑り台単体で4,000万円かかっております。その中で、普通の遊具とは違うわけですね。やはり観光、三大夜景でしたっけ、そういう形で宣伝の中の一環だったと思うんですよね。そういう意味では、観光に関する事業として見た場合、なかなかこれは期待された効果が滑り台については出ていないなと思います。

事業の効果も、やはりけが人が出ているということで、事業の効果が検証できるような状況ではないのではないかなと思っています。やはり原因究明ができて初めて、これが検証ができるのではないかなと私は考えております。

当初の目的、やはり遊具や景勝対策、観光客、様々なものを考えたときに、今回のけがが不幸にして起こったことで、対応が後手後手になって、何かだんだんだんだんだ当初の目的を見失っているのではないかなという気がします。

そして、総体的にこれまでも他の事業について適切なタイミングでの報告をずっと求めていたんですが、本事業でもこれは改善されなかったことをここで申したいなと思います。

それでは次に、このロングスライダーの発注に関して質問をします。

通常公園の遊具を発注する場合、公園施設業協会、これ通常の遊具ですね、協会の会員等の専門業者に発注しているのでしょうか。

そしてまた、今回のロングスライダーというか、皿倉山の滑り台に関しては、どのような発注をされたのでしょうか。

○主査（中島隆治君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 今回の工事の発注なんですけども、地元の造園業者に公園整備の工事ということで発注しております。

公園の工事は遊具等が入ることも多々あるんですけども、特別のことがない限り、基本的には大抵地元の造園業者に工事を発注しているという状況でございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） 皿倉山の滑り台の発注は、建設のみの発注なのか、それとも管理を含めた発注なのでしょうか。

○主査（中島隆治君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 工事自体は、要は工事請負、工事だけの発注を行っております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） この皿倉山の滑り台は既製品なのでしょうか、それともオーダー品だったのでしょうか。

○主査（中島隆治君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 ある程度規格品的な要素はあるんですけども、それぞれこれに限らず現地の地形に合わせて個別に設計して製造しているというふうな製品でございます。

ただ、メーカーに一応確認したところ、例えばこの滑り台に関しては、勾配だとかはこの公園も一定の22度で設計しているというところでありまして、先ほど申しましたとおり、現地に合わせて制作しているんですけども、ある程度の既製品の要素は含まれていると考えております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） 入札の際、公園施設製品安全管理士と公園安全点検管理士の資格というのを課したのでしょうか、それとも何もなく地元の企業へという形だったのでしょうか。

○主査（中島隆治君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 工事の段階では、特段そのような条件をつけているわけではございません。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） それでは次に、検討会について質問をいたします。

検討会の中で、先ほど佐藤委員のときにも議論になっておりましたが、この中で具体的に何を検討して、どんな議論をするのでしょうか。

○主査（中島隆治君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 検討会議の中身なんですけども、検討会議がこれまでの一連の経緯について改めて確認するということと、今後の在り方について検討して、専門的な知見を有する構成員の方から御意見をいただくということになっております。

検討会議は、市政運営上の参考とするためということで開催するものでありまして、構成員からいただいた意見を参考に、最終的には市のほうで在り方について方針を決定するということでございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） けがをされた方というか、けがをした原因については究明しないのでしょうか。

○主査（中島隆治君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 これまでの聞き取りの中でもけがの原因については、スピードの出過ぎによって着地するときに失敗したということで、医師からもそのような見解をいただいとところではあるんですけども、改めて御協力いただける方に関しては聞ける範囲で追加のヒアリング等を行って、より詳しい情報をつかんで検討していきたいと考えております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） それでは、この検討会の中でアドバイザーという方がいらっしゃるんですけども、これ構成員にすべきなんじゃないのでしょうか。なぜアドバイザーという方が必要なのかがちょっとよく理解できていないんですけども。

○主査（中島隆治君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 その辺の議論はあったんですけども、検討会議は客観的な御意見をいただく場と考えておりまして、必要に応じて専門知識を持った方々にアドバイザーとして御意見をいただくということを考えておりまして、毎回議論の場に一緒に来ていただくような必要まではなかろうということで、アドバイザーということで整理しております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） それでは、先ほども出たんですけど、なぜ非公開なのかということなんですけども、座長の上山信一さんが、続・自治体改革の突破口、社会装置としての第三者委員会、有用性と限界を考えるという中でこう言われているんですよ。これは企業に対しての話なんですけども、本来は社内の調査で事足りるはずが、なぜ第三者委員会が必要になるのか。第1は、社外の人が調査することによる客観中立性、つまり組織のしがらみや習慣や離れた視点の導入だ。第2は専門性だ。専門性と言ったんです。第3は、社会的信用力と書いておりま

す。

ここで、私は非公開にすることによって、社会的信用力が下がるのではないかなと考えております。先ほど非公開にする理由が、けがをされた方のプライバシー、そして業者の企業情報とか何かという話あったんですけども、業者は別問題として、けがをされた方々のプライバシーを守るということは、十分公開でもできると思うんですけど、その辺をもう一度聞かせてもらいたいと思います。

○主査（中島隆治君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 中にはやっぱりここでけがをされたということをあまり知られたくないというふうな方もいらっしゃるって、例えば何月何日に何とか団体の……。

○主査（中島隆治君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） 分かりました。

しかし、そんなこと特定されないわけですよ。Aさん、Bさん、Cさん、Dさんと言えば。だから、それは私は理屈にならないなと思っています。

先ほど自由な意見、率直な意見という話も出ていたんですけども、自由な意見、これが第三者の方々が自由に発言できないというのは、少し出ていたんですけども、様々な意見があると言ったんです。

しかし、よく考えてください皆さん。様々な意見がある中で、皆様方は夏休み前に我々が慎重にしたかどうかという中で強行に再開したんです。それで、ここの議会で様々な意見があって、専門家の先生、この構成員の方々が自由な意見が言えないというのは、少し矛盾するよう感じます。その辺はしっかりと皆様方に考えてもらいたいことだなと思っています。

最後に聞きます。5月8日ですか、職員の方が骨折をしたと市に報告をされております。この職員の方は労災認定されるんでしょうか、されないんでしょうか。

○主査（中島隆治君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 労災認定されたと伺っています。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） 以上です。

○主査（中島隆治君） 田中委員。

○委員（田中元君） 先ほどから除草の話がたくさん出ておりますので、その中で数点お尋ねさせていただきたいんですが、除草も含めてなんですけど、今自転車通行レーンも増やしているというお話が出ていたと思うんですが、まずそこからちょっと確認させていただきたいと思います。除草とは別です。自転車レーンです。

○主査（中島隆治君） 道路維持課長。

○道路維持課長 自転車ネットワークの構築ということで、自転車通行帯の整備を進めております。令和6年度末で、市内で54.5キロの通行空間の整備を終えております。以上でございます。

す。

○主査（中島隆治君） 田中委員。

○委員（田中元君） ありがとうございます。

そこから除草の話になっていくんですけど、私も市内のいろいろなところを車で走りますが、歩道は歩いてみなきゃ分からないんですけど、車道は車で通ってすぐ分かって、今既にある自転車レーンのところにももう草が生い茂っているんです。やっていることが何かいろいろ矛盾してるんじゃないかなと思って、除草はしていないで自転車レーンはどんどん増やすと。でも、自転車レーンには草が生い茂って危険が伴うと思うんです。自転車に乗る人からも僕は話を聞かせいただいたんですけど、結局歩道を走ってしまうとか、でも片や自転車はルールがどんどん厳しくなって、先ほどもお話が出ていましたが、切符を切られるとか、じゃあ何が問題なのかというと、最終的に除草になってくるんですよね。今後も自転車レーンを増やしていくんだらうと。でも、増やした先からどんどんどんどん草が生えてくると、自転車が通れなくなって歩道を通ってしまうとか、恐らく草が問題なんだと思うんです。

そこで、決算は変わっていないということですが、この決算において物価高騰で影響が出ているかどうかちょっとお尋ねしたいと思います。特に道路でいいです。

○主査（中島隆治君） 道路計画課長。

○道路計画課長 物価高騰につきましては、やはり除草の作業だけではなくて、全工種で、例えば平成24年の土木とかいろいろな全工種のときの平均の単価から令和7年度を比較しますと、何か8割程度増えているということなので、確実に影響は出てございます。

例えばですけども、道路の決算について、過去の面積で割った平米単価を見てみますと、令和3年から令和4年は大体250円程度、臨時も定期も併せてですけども増えてきている。令和5年度は260円程度、令和6年度は233円ということで若干下がっております。

といいますのも、道路におきましては定期的な除草と臨時と組み合わせているんですけども、過去に臨時的にやってきたところの一部を例えば定期除草に入れるといったようなことをすれば請負で下がってきますので、そういった工夫をさせていただいて、定期の面積を増やして単価を抑えるといったような工夫もさせていただいていますので、単価差が出てきているといったところでございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 田中委員。

○委員（田中元君） 回数というのは変わらんでしょうけど、面積ですよ。面積が減ってくると結果一緒のことになってしまうんで、面積を減らさないように来年度もぜひ実施をしていただきたいと思います。

そこで、カタマススペシャルというのがあって、それをやっていっているということなんですけど、道路に舗装していく、ねじ込んでいくような工事というのはできないものなんですか。

○主査（中島隆治君） 道路計画課長。

○道路計画課長 すみません、ねじ込んでいくというのは……。

○主査（中島隆治君） 田中委員。

○委員（田中元君） 要は、中央分離帯だけじゃなくて、アスファルトから生えてくるわけですね。今は中央分離帯を全部刈って多分上から乗せているんでしょうけど、今いろんな議論されているのは、アスファルトの隙間から生えてきていることなんだと思うんです。そしたらそこが今一番問題になっている、話題に上がっているところで、そこにその材料を工事していくというつもりはあるのかどうなのか教えてください。

○主査（中島隆治君） 道路計画課長。

○道路計画課長 カタマスペシャルは、そういう目地に行くものではなくて、あくまでもコンクリートとか舗装の材料が変わったというイメージでございます。目地の対策につきましてはまた別のやり方というか製品が出ております。それも過去試験施工もやっておりますので、そこら辺の効果とか費用面とかも今カタマスペシャルを評価するのと併せて評価していったって、効果的でより安価にできるような工法であれば採用してまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 田中委員。

○委員（田中元君） 分かりました。

そうでしょうね、このカタマスペシャルは、日本製鉄のホームページを見たら宣伝が出ていたんです。そこに書いているのが、林道、農道など交通量の少ない道路への適用が効果的と書いているんで、今そこを何も議論していないわけで、道路の交通量の多いところに問題があるんで、それでカタマスペシャルを使うのであれば全然的な外れやなと思ったんですけど、違う材料をもって今から防草に力入れていくという認識でよろしいでしょうか。

○主査（中島隆治君） 道路計画課長。

○道路計画課長 そのとおりでございまして、防草対策といっても、そのカタマスペシャルであったり、あるいは地被類を植えてやるという対策も考えられます。

目地対策は目地対策でいろいろな工法がございますので、そういうものをいろいろ組み合わせてやっていくと。

やはり防草対策については、持続的でかつ効果的、効率的な対策を目指しているところなので、そういった取組、複数のやり方を組み合わせてやっていけるように検討してまいりたいと考えています。

○主査（中島隆治君） 田中委員。

○委員（田中元君） 最後になります。そうなれば、除草の来年度予算は減らせませんし、面積も含めて減らすことはできないでしょうし、今度のもっと防草対策費用を増やしていかないといけないということになってくる、並行してやっていかないといけないと思いますので、そういった意味でも来年の予算要望には上げていきたいなと思います。ぜひそのつもりで、よろし

いですね。

○主査（中島隆治君） 道路計画課長。

○道路計画課長 道路におきましては、試験施工も含めてやっていますけども、過去から幅の狭い中央分離帯のコンクリート舗装化という防草対策も進めてきております。また新しい対策というものについてもチャレンジして、持続的かつ効率的、効果的な対策を進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○主査（中島隆治君） 片山委員。

○委員（片山尹君） カタマススペシャルが出ましたけど、こうやって新日鐵の鉱さい、スラグを使うということは、さっき林道、農道うんぬんと言いましたけど、昔は林道、農道に使ったらいかんやったんよ。要は鉄の廃材だから、食べるものの職業に、農道に使うことは当時いけなかったけど、北九州市はいつからそれを農道に使えるようにしたのか。これをカタマススペシャルでやると、山内委員と僕は意見が大体一致しとるみたいだけど、砕石業者が皆困るわけでしょう。要は、鉱さいは今まで廃棄物としてお金を払って捨ててたのが、今度はお金をもらって売れるわけだから、それをいかにも行政が手助けするなら、こうやって安全ですよということをきちっとやってからこれをやらないと、これをどんと広めていくと、恐らく砕石業界が怒りますよ。

だから、草の除去とこれと一緒にする必要は何もないんで、その辺はしっかりしていないといけんと思います。

それから、先ほど平米単価はたしか5,000円と山内委員がおっしゃったな。あれも、僕から言わせたらそれは出し過ぎじゃないかと。新日鐵を擁護するのはいいけど、北九州市の大きな会社ですから、その辺はちょっとはつきりしとってください。カタマススペシャルがいかにもいいように思ったら大間違いだということ。

そこでもう一つ、質問してもいいかなと思いながら手を挙げたんやけど、都市整備局の局長、部長は一言も答えていないから。要は都市整備局と名前が変わって初めての決算だと思います。今まで建設局で、長年建設という名前が市民に定着しとったのが都市整備局に変わって、その経過は長々説明は要らないが、建設から都市整備局に変えるときに何も議論がなくて、はい分かりましたといって皆さん受けたのか。やっぱり長年市民に理解のある建設という名前は変えられないとなれば、都市建設局でもいいんじゃないの。そういう議論がなかったか。課長が答える必要ないから、部長か局長が答えてください。

今まで答えは全て課長が答えよったから、今の最後の質問のことについては持山局長か井上部長かどちらかが答えるように。

さっきカタマススペシャルの資材のうんぬんと言ったけど、砕石業界が困ったらいかんから、知らしめることをもっとしないといけんよという意味。

○主査（中島隆治君） 都市整備局長。

○都市整備局長 すみません、私も今年から都市整備局長に就任いたしましたので、昨年度組織改正のときの細かなことまでは私も存じ上げておりませんけども、前のいわゆる建築都市局と都市整備局でどちらも社会基盤を整備する、旧建設局は道路、河川、公園で、建築都市局は住宅、それと市有の建築物関係のことをしておりましたけども、より戦略的にやれるようにということで、建築都市局は都市戦略局ということで名前を変えて、都市をどういうふうにしていくかということを所管する部門。そういった計画に基づいて都市インフラ、社会基盤をつくっていく、整備して、その後維持管理していく、長寿命化させていくという部門になるのが都市整備局に分かれました。

その一方で、都市ブランドをどうするかというのも議論があったみたいなんで、都市ブランド創造局ですか、そういうふうに3つ都市が頭についている局ができたとは私は認識しております。

若干これまでよりも守備範囲は広くなりまして、予算も多いんですけども、同じ社会インフラをつくっていく局として一つのまとまりはできたかと思っておりますので、決算の額はちょっと昨年度と比べようがないんですけども、いい局になったのではないかと私は思っております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 片山委員。

○委員（片山尹君） カタマスペシャルの答え。

○主査（中島隆治君） 道路計画課長。

○道路計画課長 カタマスペシャルの件につきまして、農道で使ってはいけないということについては農林水産部局に確認しないと分からないですけども、使用に当たりまして製品の環境への問題はないかという点につきましては、製造元でいろいろと確認をされているというようなことで理解しております。

ただ、委員御指摘の砕石業者が困らないようにということで説明をという話につきましては、配慮してまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 片山委員。

○委員（片山尹君） 局長ね、だから都市整備局という名前を変更しました。そこは分かっただけで、それは都市建設だったらいけないか。整備やないといけん理由は何もないんだから、要は幅広く建設局がもっと大きくやるために都市何とかと変えましたと。戦略があります。戦略があるかないか別やけど、日野委員に言わせたら戦略のようなものはまるでないやないかと言う人もおる。だから、都市整備局、都市戦略局、なぜ都市建設局ではいけなかったのかと。市民が分かりやすいという話。要は何十年という建設の名前を変えていくのは、これ市政だよりか何かに出ていましたかね。ちょっとその辺を僕があまり見ていないから分らんけど、やっぱりそこはこうやって名前が変わりましたと、実はこうこうでといって知らしめないと、4年間欠席しとった私にとっては、いつの間にか都市整備局に変わったなということにな

るので、名前を都市整備とつけた、整備というのは物を修理する意味で整備に聞こえるから、都市建設ではいけなかったのかということを問いよるんです。

それから、今答え求めてもそれは答えにくいだろうと思うけど、一応局長の答えとしては、今あんたがおっしゃったとおり、こっちに音を取ってもらってるから、後からもう一回検証して、問題があればまた質問します。それで終わり。

○主査（中島隆治君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） お時間いただきましてありがとうございます。

防草が問題になっている。50年前暴走をやっていた日野雄二が防草についても後で聞きますが、カラー舗装の部分で言えば、目地が砂だからそこから草木が生える。それをなぜ草木が生えないようにしないのかというのは、まちづくり整備課にもずっと言っているけど、大本であるあなたたちで、道路をはじめ歩道もそうですが、研究やっていかないといけないと思っています。今のは一応提案で言いました。

その中で、安らぐ町の実現、生活基盤の安心を支える主要河川の整備で16億1,000万円ある。豪雨災害等の浸水被害を制御するため、治水事業の根幹となる河川改修を実施したとあるが、長年相割川はずっとやってきたけれども、相割川は二級河川になっていて、源泉は櫛毛川の分流なんです。櫛毛川は一般河川です。普通河川、だけど、櫛毛川も氾濫しています。その整備がちゃんとできているのかということも聞きたい。

その次に、高瀬川はどうなのかと。高瀬川というのは過去に何度も氾濫している。これも普通河川。そのときに、河川改修を一度計画した。計画は何という形で出したかというと、分水路整備で出した。分水路整備で出したのが令和2年。それを2年間考えて、すみません分水路ではできないんで、ため池にすると変えたんです。そこからもう3年たって、調整池、ため池というのは調整池ですが、調整池の土地の取得は全部できたんかと聞いたら、6割です。3年かかって6割。まだ何もできていない。何でこんなことになるの。もう5年間白野江のあの高瀬川の氾濫で困った方たちは、思い出したくもないけれども、それができていない。

もう一個、柄杓田にはスタヌキ川があるんですが、スタヌキ川も実はため池は変えたんですね、位置もね。調整池の見直しをしたんです。位置を変えたんです。変えてできたの。こんなことばかりやってんだよ、河川課。予算がないからといえばその一言かもしれない。だけど、地域の安全・安心、安らぐ町と横断幕を張っておきながら、何が安らぐ町か。

次に、和布刈公園で予算があったけど、据置きになったというか、さっきから皿倉山はいろいろ整備をやっているよね。和布刈公園は急いでいたんじゃないの。和布刈公園の提案は、まちづくり団体から出されましたよ、早い時期に。もう3年前。

そして、それはレトロ地域との連携で、観光では必ず和布刈公園は、国立公園は要になるといつて何の整備もできていない。和布刈山荘を解体してもう10年以上。どうすんの。和布刈会館もない。いろんなことをやめて、空き地、更地、それから和布刈の頂上は桜の木ももうがた

がた。桜の名所だった。上に公園があるけどイノシシしか遊ばない。さっき暴走と言いましたが、頂上には暴走族しか来ない。子供や家族連れは来ませんよ。観光客も来ませんよ、上までは。整備を急がないと。どれだけ予算余ったの。

最後に、市営住宅の整備、管理について62億7,000万円、市営住宅老朽化対策事業で13億2,000円、老朽化で外壁等の落下事故が起きていますと言っているが、件数はどれくらい起きたの、落下事故。

そして、門司区においては70年以上の市営住宅がどれだけあるんですか。そんな危険な住宅にまだ住まわせているんですよ。

それから、清見団地から言われている草刈り、整備課にもお願いしたけど、さっきからみどり公園課の稲木課長、本当に公園課に替わらなよかったな、門司区のまちづくり整備課に残ったたらよかった。前任者がしたことやけど、いろいろあなたの責任になるね。

だけど、今の清見団地の公園の草刈り、市営住宅の内部の草刈り、内部には駐車場があるんだけど、駐車場の横に集会所として、踊り場として砂地なんです。土なんです。それも一緒に保存をしていないで土なんです。そこに草がぼうぼう生えて、それを刈ってくださいと。もう市営住宅に住んでいる方は高齢者がほとんど。だから、できないからしてくださいねと言っても、刈ってくれない。どうなっているんですかと。これも言われる。

川の中の雑草は、河川の予算で刈るんです。どれだけの草木が生えていますか、川の中。私はメディアドーム付近の川も再三指摘をしています。全然やらない。3年か5年に一遍やるかやらないか。それでは氾濫するだろうと。以上答えて。

○主査（中島隆治君） 水環境課長。

○水環境課長 門司区の櫛毛川と高瀬川、スタヌキ川の整備についてお答えいたします。

準用河川の櫛毛川につきましては、河口部で相割川と合流しているところでございます。櫛毛川につきましては、平成30年7月豪雨で護岸が崩壊したところがございまして、令和3年度に護岸工事を実施しているところでございます。

次に、高瀬川につきましては、委員御指摘のとおり、当時分水路の計画でございましたけれども、今調節池の整備ということで整備を進めております。今現在用地取得に入っております、令和7年度から用地取得に着手しておりまして、おおむね6割程度終わっているようなところでございます。

また、スタヌキ川につきましても、当初の調節池の位置と変わっておりますけれども、昨年度から用地取得に入っております、おおむね9割ぐらい終わっているところでございます。少しでも早く整備に着手できるように取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 河川整備課長。

○河川整備課長 最後の御質問にありました、メディアドームの横の神嶽川の草刈りについてでございます。

神嶽川の草刈りはしゅんせつが主になりまして、ちょっとボリュームが多うございまして、まず設計に入っております。できれば今年度着手したいと考えているところでございまして、御指摘ございましたけれど、鋭意進めているところでございます。

門司区の清見に関しましては、まちづくり整備課と連携して対応してまいりたいと思います。以上でございます。

○主査（中島隆治君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 和布刈公園の整備についてです。

和布刈公園につきましては、山頂周辺の元和布刈山荘があった辺りについて、にぎわいづくりの可能性があるかどうかということで、都市ブランド創造局が民間事業者にサウンディング調査を行ったとお聞きしております。

一方、委員御指摘のとおり、和布刈公園は非常に老朽化して古くなった施設が多うございます。そういったことから、老朽化が進んでいる施設については、これまで適宜その園路の補修、それから柵の更新、山頂の遊具の更新に加えて、バスケットコート of 整備なども行って、これらの整備に注力したところです。

また、令和6年度は和布刈パーキングに通じる階段デッキの改修とか、山頂の駐車場から眺望の支障となっている樹木のせん定、それから園路沿いの支障木のせん定など適宜行ってまいりまして、引き続き地域の方にも安心、快適に利用していただけるような取組を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 住宅整備課長。

○住宅整備課長 市営住宅の老朽化対策、それから草刈り対策についてお答え申し上げます。

市営住宅老朽化対策に関しましては、令和5年に、外壁の落下を受けてできました市民の安全・安心を守る老朽化対策チームの方針に基づきまして、まず市民に分かりやすい情報の発信ということで、定期点検、法定点検があるんですが、定期点検を行いましたときに、その建築年度であるとか点検状況なんかをラベルで貼っていく。それと、市民からの通報ができるようなシステムを今つくっております。そちらのシステムを導入いたしまして、市民に早期に発見していただく、通報していただくというシステムを今つくって運用しているところでございます。

それともう一点が、6階建て、特に高層階になるんですけれども、高層階はなかなか下から視認するような定期点検が難しいので、最新の技術といいますか、ドローン等を使った赤外線調査をいたしまして、なるべく精度の高い定期点検を行っているところでございます。

外壁の落下の件数の件でございます。外壁の落下の件数に関しましては、令和5年度が3件の公表、令和6年度に関しましては4件の公表になってございます。

続きまして、草刈りの対策でございます。市営住宅の草刈りに関しましては、広場、集会所の周り等々は共用部分になってございまして、基本的に管理は住民の皆様でやっていただくと

はなっております。

しかしながら、市営住宅はなかなか老朽化が進んでおります。その辺も私ども加味させていただきまして、除草対策であるとか防草対策、団地ごとの事情に応じました対策を考えていきたいと思っております。

清見の件、私も話を伺っておりますので、対策を考えていきたいと思っております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 住宅計画課長。

○住宅計画課長 門司区で耐用年数70年を超えた団地が幾つあるかというお問合せにお答えいたします。

門司区で耐用年数を過ぎた団地は7団地ございます。このうちの2団地は入居者がいらっしゃらない団地となっております、残りの5団地については、丸山団地の建て替えの集約対象になっていたりだとか、今やっています永黒団地の団地だったりということでございます。以上です。

○主査（中島隆治君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） ばらばらに言いますけれども、7団地もあってそのうち2団地は住んでないで、5団地は住んでいて、70年以上たっているんですよ。私の年が72歳、昭和28年から昭和30年に建てた団地ですよ。門司の大水害が起きたのは昭和28年、そのときに建てた団地があるんです。それが残っていて、その団地を放置して大丈夫なのと。やはり耐震も含めて、耐震は手をつけているでしょうが、建て替えるとか、そこでやらないと。水害が起きたときにその市営住宅を建てたんですよ。その辺をちょっとよう考えなきゃ。門司市のままだったらいろいろできたよね。北九州市に要らんこと入るからこうなったんであつて。

悪いけどその市営住宅は落下事故ですね、外壁等はやっぱりたたいて調べないといけないんです。れんがでも壁はたたかないと。たたいて落下するかしらないか調査をかけるということです。ドローンじゃ分かんやろ。どろんするんやからドローンは。すみません、要らんしゃれ言いましたが、それは要望として言っておきます。

それから、和布刈、稲木課長悪いけど、門司区役所の整備課にいたからあんたよく分かってんだろう。和布刈公園の状況。

○主査（中島隆治君） 日野委員申し訳ありません。時間となりました。

○委員（日野雄二君） 時間となった。それじゃ終わります。

○主査（中島隆治君） ありがとうございます。続いて質疑のある方。奥村委員。

○委員（奥村直樹君） 2点お願いします。

まず1点は、近年猛暑がきついわけですけども、公園の中で熱中症が発生したようなケースがあったかというのを1点、把握していればお伺いしたいと思います。

併せて公園の貸出しについて、占有して使うイベントとかというよりも、日常的に使われて

いる皆様というのはどういった団体、年代だったり、運動なのか何なのか、何か属性や傾向があるか。例えば午前中はこういった団体が多いとか、そういった借りる団体の傾向がもしあったら教えたいと思います。これもばらばらで把握しようがなかったらそう答えていただければと思いますが、傾向があったら教えてください。

次に、K i t a Q市民レポートについてお伺いしたいんですが、ちょっと前の話です。私が令和元年9月議会で、こういった通報システムの提案をしたことがありました。そのときには、民間で既に開発されてあったフィックスマイストリートジャパンという仕組みが既にあるので、これに乗っかってはどうかというような提案をしたわけですが、そのときの答弁の中では、逆に千葉市と東京大学で開発しているマイシティーレポーターというのがありますよと答弁いただいて、そういったのが既にあったわけですが、そういった中で今回はこの独自のシステムをつくられたわけですが、これちょっと1年度遡りますけども、今回こういった独自のシステムを選んだ理由をまずお伺いしたいと思います。

その上で、昨年度1年間使われてきてどうだったか、メリット、デメリット等あれば教えてください。

それから、基本的にはこれは通報を受けるとまちづくり整備課が確認をして対応していくわけですが、結果のレポートなんかを見ても、所管外の案件も結構あると思いますが、そういった場合、何かアクションがあるのか、あるいは割合としてどのぐらいが所管外だったのか教えてください。

それから、併せてこの件に関連すると、去年から建物が増えたと思うんです。市の所管する建物についてもこのレポート、これは多分局が違うと思うんですけど、これはシステムとして同じものを使っているのか、入り口だけ一緒に分かれて全く別でそれぞれをやっているのか、そこを教えてください。

最後に、国土交通省がやっている道路緊急ダイヤルというのがあると思います。＃9110だったかな。私も時々使うんですけど、ここに入ってきたものも恐らくは区役所に来るんだと思うんですが、その流れとか処理はどうなっているのか、教えてください。

○主査（中島隆治君） 公園管理課長。

○公園管理課長 まず、公園の熱中症の事例というところがございます。

熱中症の事例というところは、我々で把握はできておりません。数値等管理している分はございません。

ただ、公園で分かるという形になると、やはり公園で事故が起きたとかという場合は当然報告はあるんですけども、熱中症で搬送されたという場合の報告という形は今のところこちらはありません。

公園の貸出しの傾向について、占有とかグラウンドで予約を取ってやっているというような

ものがあります。通常の公園であれば当然自由使用ということになりますので、他の方に迷惑をかけないように使っている。ですから、よくあるパターンで言いますと、例えば午前中高齢者の方が以前であればゲートボールをやっていると。そういう形で使っていた。小学生、中学生が学校から帰ってくると、その後は小学生、中学生が公園を使って遊んでいるというような傾向はあろうかなと思います。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 総務課長。

○総務課長 K i t a Q市民レポートのシステムについてお答えいたします。

まず、K i t a Q市民レポートにつきましては、システムの導入に当たりまして、これまでに収集した補修履歴のデータと統合できるように今全庁G I Sと連携したシステムを採用してございます。

このシステムの利用登録アプリのインストールは使わずに、グーグルクロームとかマイクロソフトエッジといった汎用のブラウザからアクセスができるというメリットがございます。

また、L I N Eからも簡単に送れるというところがございますので、そういったところがメリットかと考えております。

特に現状デメリットというのは発生しておりませんので、現状このシステムにつきまして、また市民の皆様からも御意見をいただければ、そういったところも反映させながら運用していきたいと考えております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 建築支援課長。

○建築支援課長 市民通報システムの建物について御質問ありましたけれども、建物も市のL I N E等で道路、河川等と一緒に見ることもできるんですけども、入り口は全く別でございまして、別のシステムを使用しております。キントーンで作成しております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 道路計画課長。

○道路計画課長 国土交通省が運営しております道路緊急ダイヤルについてでございます。

北九州市内で市が管理する道路におきまして緊急を受けた際には、国から私どもに連絡が入りまして、その後各場所におきましては、まちづくり整備課が対応しているといった状況でございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 答弁は以上ですかね。

○総務課長 答弁漏れがございました。

まちづくり整備課の所管外の市民通報システムに関しましては、こちらで分かる範囲で該当するところに御連絡しまして対応をお願いしております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） ありがとうございます。

まず、公園ですけど、一々公園で何かがあったからといって連絡が、事故ならあると言ったんですけど、熱中症があっても分からないということなんですけど、要は利用者が、例えば熱中

症アラートを知る方法も公園だと今はないと思うんですが、貸し出すときのルール上で、例えば学校だって今熱中症アラートが出たら基本的には一切外に出さないとかというルールがはっきりしています。公園については例えば貸し出すときとか、看板に注意書きとかありますけど、そこら辺は何か基本的には関係ないんですか。熱中症アラートが出たらどうだというような何か注意とかあったりするのかなと思いますけど、その点はいかがでしょう。

○主査（中島隆治君） 公園管理課長。

○公園管理課長 現在のところ熱中症の対処をなさいということを条件にしているということではございません。

ただ、今状況もございますので、口頭で例えば申請に来た場合は、暑いので気をつけてくださいとかいうところは当然我々としても気がつけば注意をしているというところがございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） まずは基本的には熱中症アラートが出ていても、あとは使う人次第ですよというスタンスなんですよ。

それだと、事故があったから責任取るわけじゃないんですけど、私が思うのは、子供たちにはあれだけ厳しく言うておいて、高齢者のほうが子供よりも熱を感知する能力なんかは低いと言われたりする中で、自由ですよ、でいいのかなというのがあって、他都市なんかを調べると、禁止しているところもあったんですけど、あまりなかったです。ただ、やっぱり熱中症アラートが出たら、基本は利用を控えてくれということをはっきり言っているところが結構あったんです。これがこちらの課では把握していないということだったんですけど、もしかしたら既に熱中症が出ているようであれば、そういったことも貸し出す段階、あるいは利用者が分かるように、ボール遊びしないより緊急度が高いんじゃないかなと思うんですけど、そういった注意書きをしていこうということはどうですか、できないですか、やらないですか。

○主査（中島隆治君） 公園管理課長。

○公園管理課長 今委員が言われていますように、例えば貸出しという形になると、先ほど言いましたようにグラウンドであるとか、利用調整をしているというところがございます。ですから、その際に全体の広報として、こういう場合は注意してくださいというのをまず広報という形で知らせるということが第一義的になってこようかと思っております。

当然最終的にその場で開催する、しないというのは主催者の判断ということで、今対応しているところがございます。

なおかつ通常の公園でありますと、管理者は当然各区役所、我々という形になるんですけども、現場に常駐しているわけではございませんので、その場で止めるというのはなかなか厳しいところがあります。ですから、先ほど言いました広報というところなり、皆さんに知らせるというところを市全体で今やっておりますので、その中でやっていくとなろうかと思います。

以上でございます。

○主査（中島隆治君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） 分かりました。

逆に例えばお金を出して借りる場合、熱中症アラートが出たからやめますといったらお金は返ってくるんですか。

○主査（中島隆治君） 公園管理課長。

○公園管理課長 現状、今その整理という形はできていないんで、基本的には申請して借りていただく。その申請をしていただいて、料金を払っていただくということで進めております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） 分かりました。

料金がどうだからということではないんですけど、気持ちとしてはお金も払っているんだから、もういいよ、このぐらいならやろうよとなるのは何か悪い方向の判断になる気がするんで、そこはちょっとこれから整理していただきたいと思います。熱中症にどのぐらいなっているのかとかを調べていただいて、もしかしたら、私も昼間の暑いときにわざわざ行くことほとんどないんで現状分からないんですけど、利用がふだんからほとんどないんだったらもういいんですけど、そこら辺の現状をさっき言った把握できていないということであれば、少し把握をしていただいて、私が聞いている限りでは、結構公園の目の前にある公民館だったり市民センターであったり、皆さんと関わる時聞くのは、この暑い中でも一切休まないという話は聞くんで、そこは把握をぜひしていただいて、市民の使う権利というものもあるでしょうけども、健康第一でそこはうまくバランスを取っていただきたいと思います。まずはこの現状把握をお願いしたいと思います。

K i t a Q市民レポートについてなんですけど、全庁G I Sと連携しているということで、包括連携もされていると思いますから、何ていったっけ、ごめんなさい、事業者があると思うんですけど、それでその流れで契約されてつくられたんだと思うんですけど、その当時質問したときに1つ言ったのが、既にある事業、そのときフィックスマイストリートジャパンとかマイシティーレポートとかの大きなメリットの一つが、相談したことの進捗がお互い双方向で分かるという機能があると。このことによって、正直に言うと担当者の皆さんからすれば煩わしい部分があると思うんですけども、市民の皆様から言ったことがこうやって動いているんだ、これは駄目なんだということが分かるのは非常に信頼感が高まっていくということをお伝えした記憶があります。

今K i t a Q市民レポートについては、たしかファイルで進捗を出されていると思うんですけど、ファイルだと、多分そこをわざわざ見に行かなきゃ分からないという現状で、可能ならそういった進捗が分かるようになるのもっといいんじゃないかと思うんですが、そういった改

良というのは可能かどうかというのは分かりますか。

○主査（中島隆治君）総務課長。

○総務課長 今委員御指摘のとおりで、現状、受け切りのシステムになってございまして、受けたものについては進捗を定期的に更新してホームページに公開してございます。そこについて今双方向というお話がございましたけど、それは今現在確認できておりませんので、そういったところについても可能かどうか確認してまいりたいと思っております。以上でございます。

○主査（中島隆治君）奥村委員。

○委員（奥村直樹君）それともう一つは、スケールメリットみたいなものもあると思うんですけど、今は個別の契約でしょうから、このまま隣の何々市が使いますというのはちょっと難しいかもしれませんが、アークGISを使っていたらもしかしたら転用できるかもしれませんが、横展開とは考えられていますでしょうか。このシステムをせっかくつくったので。

○主査（中島隆治君）総務課長。

○総務課長 申し訳ありません、現在横展開までは検討してございません。以上でございます。

○主査（中島隆治君）奥村委員。

○委員（奥村直樹君）分かりました。

例えばユーザーである市民の皆さんからすると、今後どんどん使用が増えて使い慣れていけばいくほど、引っ越しをして他の自治体に行ったときにはまたゼロからになるか、ない可能性もありますけど、なかなかやっぱり北九州独自の状態になっていると思いますので、ここはまた今後の話になりますけども、既にある他都市との連携をしているところとの研究をしていただいて、今あるものを生かしながらそこに何か乗ることができないかとか、その辺の話の中で、ちなみに今のKitaq市民レポートは何年契約とかはあるんですか。

○主査（中島隆治君）総務課長。

○総務課長 手元に詳しい資料がございませんので、申し訳ありません。

○主査（中島隆治君）奥村委員。

○委員（奥村直樹君）分かりました。

それも何年残っているかにもよると思うんですが、更新のタイミングでもまた改めて考えるときがあるかもしれませんし、どんどん改良もしていただきたいし、場合によっては既にあるところにまたうまく乗っかっていくようなことも検討していただきたいと思うところであります。

ちなみにあと、第1質問で聞きました道路緊急ダイヤル、国土交通省の件ですけど、これは何件来ているかとかのデータはあるんですか。

○主査（中島隆治君）道路計画課長。

○道路計画課長 すみません、この件数はちょっと今把握しておりません。以上でございます。

○主査（中島隆治君）奥村委員。

○委員（奥村直樹君） 分かりました。

これはちょっと特殊な分で、これは電話で受けるんで、多分本来だったらK i t a Q市民レポートを使えばいい案件だけど、多分急ぎだから電話するか、ちょっとネット環境がないとか、分からないから電話でというのもあると思うんです。これはずっと国の事業ですから、こっちでやめるとかなんとかという話にはならないと思いますが、なぜこっちを使うのかというのが分かっていたら、場合によってはK i t a Q市民レポートに、例えば音声の機能を追加するのか、逆に言うともう少し分かりやすくしていったら、この緊急ダイヤルのものもK i t a Q市民レポートにどんどん集約していったほうが管理できるし、少なくとも今現在でも対応状況が見えるので、道路緊急ダイヤルは多分そこで終わる話だと思うので、これもぜひ統合するような流れに引っ張っていただけたらと思いますので、検討いただけたらと思います。以上で終わります。

○主査（中島隆治君） では続いて、村上委員。

○委員（村上さとし君） お願いいたします。

まず最初に、市立霊園について伺います。

決算における無縁墓地の件数が分かれば教えてください。

次に、市営住宅整備事業について、滞納者が2,913人、収入率が92.3%ということでした。不納の回収はどのように行っていくのか、教えてください。

また、この物価高騰の中、滞納が困窮支援政策につながった事例などありましたら教えてください。

次に、特定目的市営住宅について、障害者世帯が123件、母子・父子113件、年長者世帯が234件、多子世帯が50件という応募状況だったのですが、親子近居、若年層単身者、新婚・子育て世帯についての応募件数が分かれば教えてください。

次に、都市緑化植樹事業について伺います。

これは計画に対しての進捗や評価をお伺いしたいのですが、街路樹本数が令和4年、令和5年、令和6年と徐々に削減されているのが大変気になりました。アーバンネイチャーやウォークアブルなまちづくり、町の安らぎを目指す本市といたしまして、この都市緑化植樹事業について、全体での計画に対しての進捗や評価をお聞かせください。

最後に、屋外広告物について伺います。

決算における条例違反の屋外広告物の除去状況が8,391件でありました。屋外広告物条例に従ってこれは処理されていると思います。

1つ伺いますが、広告宣伝車であるアドトラック、これは条例には明記をされておきませんが、このアドトラック屋外広告物の所管は都市整備局でよろしいのでしょうか。以上、伺います。

○主査（中島隆治君） 答弁の前にすみません。3時になりましたけれども、このまま続けても

よろしいですか。大丈夫ですか。

そしたら、このまま続行させていただきます。執行部の皆さんもよろしいですか。では、答弁よろしくお願いします。公園管理課長。

○公園管理課長 まず、無縁墓地については、基本的に市の霊園で今空きの墓地と実際に申請が出ている墓地となります。

現在、トータル2万5,000強の墓地がある中で、空きが1,191あります。

ただ、この中には整備がまだできていないというところもございますので、まず整備が済んだところから毎年公募をかけているというような状況でございます。

それから、無縁墓というところで、長く使われていないと我々で調査したところでは、790区画あるんじゃないかということで今確認をしております。これは市内全体の数字となっております。

それと、先ほど街路樹の減少のご質問がありました。現状、道路の街路樹というのは、強化する区間は強化するというところでやっております。

通常の工事をするとか、どうしても抜いてほしいと要望があるとかということとか、全体の歩道の整備というところで、市全体の数字がちょっと減っているというところがございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 住宅管理課長。

○住宅管理課長 市営住宅の滞納の状況、そして新婚・子育て募集、親子近居募集、あと若年単身者の入居状況についてお答えいたします。

滞納額につきまして、令和6年度は、基本的には先ほど委員がおっしゃったとおりの金額でございます。特に直近の傾向からしまして、短期の滞納者自体はほぼ横ばいに近い状態なんですけど、なお滞納が続いてしまって長期に移行する方自体の滞納額というのが少し増えている状況にあります。

そのため、主に短期滞納者につきましては、住宅供給公社の納付指導の部門から早期における滞納の指導、そして生活の困窮というのが認められる場合につきましては、そのお住まいの団地の区の保健福祉部門や、あと保護部門に早期の相談を促して、少しでも生活の再建ができるようにこちらとしても助言をしておる状況です。

一方で、にもかかわらず滞納が解消しない、滞納自体が積み重なっていくという形になりますと、残念ながらやはり市営住宅の契約解消、そして明渡しを求めるという形になりますが、もともと生活がかなり厳しい低所得の方ですので、実際なかなか回収というのは難しい面もございます。

次に、まず新婚・子育て募集の状況なんですが、新婚・子育て募集につきましては、令和6年度90戸の募集に対しまして応募が199戸、そして申込みいただいたうち49戸が入居いただいております。

そして、若年の単身者につきましては、令和6年度は12件の申込みがありまして、5戸入居しております。

あと、最後に親子近居募集の状況ですが、親子近居につきましては、令和6年度は78戸の募集をいたしまして、49件の申込みがありました。ちょっと今入居の戸数については数字を持っていないんですけど、親子近居の場合は非常に人気が高いので、かなり御入居いただいていると思います。以上です。

○主査（中島隆治君） 管理課長。

○管理課長 アドトラックは所管として都市整備局かという御質問に対して御答弁申し上げます。

アドトラック、いわゆる広告宣伝車につきましては、その車体に掲出された広告物は屋外広告物という扱いになりますので、この広告掲出の許可申請については私ども都市整備局の所管ということになります。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） ありがとうございます。

まず最初に、霊園からお聞きいたします。

こちらの霊園の在り方も、人口減少、家族形態や死生観、あと供養形態のニーズの変化で在り方が変わってくるということで、令和2年に在り方検討会を経て報告書も出されて、それも読んでおります。今空き墓地が1,191とありましたが、これはニーズに対して足りているのか、充足率というか、そういう点はどうなんでしょうか。

○主査（中島隆治君） 公園管理課長。

○公園管理課長 市の霊園で言いますと、一般のお墓と納骨堂、共同墓地という形があります。納骨堂がやはり人気があって、応募が重複するということはございます。

ただ、一般墓所につきましては、現在募集しても応募がなくて、継続で随時募集という形で続けていたり、ただ人気のあるところとそうでないところというのは当然ございます。そういうのもございまして整理はさせていただいているというのが現状でございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） 分かりました。

無縁墓地というか、所有者不明墓地のようなものが790あると伺いました。この所有者不明無縁墓地になった場合、将来的にはこの墓地はどうなるのでしょうか。

○主査（中島隆治君） 公園管理課長。

○公園管理課長 将来的というか、現在我々も対応に大変苦慮しているところでございます。我々としましては、できる限りその使用者に、継続するのかどうかというところを調査しています。

ですから、現状、例えば今年門司区の霊園でどうなっているかというような名簿の調査をしたり、我々で検証しながら整理していきたいと。今後どうしていくかというところは、まだまだ全体の状況を見ながら検討していく必要があろうかと考えております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） 市内には市営墓地が13あります。トータルすると面積的にもかなり広いということであります。一般墓地よりも納骨堂とかのほうが人気になるということで、今後墓地の集約だとか、そういうことは検討に上がっているのでしょうか。

○主査（中島隆治君） 公園管理課長。

○公園管理課長 霊園全体をどうするかというのは、まだこれからいろいろ検討していく必要があろうかと思います。

今委員が言われましたように、市民のニーズがいろいろ変わってきております。ですから、その辺の状況も見据えながら、なおかつ市全体で言いますと、市立霊園のほかに私立の霊園もございます。そちらは保健福祉局が全体管理をしていますけども、全体としては、現状として足りていないという状態ではないという認識をしております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） 市営墓地は安価でちゃんと入れるということで、ニーズが非常に高いと認識をしております。民間も多様化して、今お墓を持たない人がウェブお参りだとか、メタバース霊園とか、霊園もいろんな形になっていますので、今後も様々変わっていくんだなと感じました。

この霊園に関しては非常に大切な話ですから、減らしてほしいということを今思っただけで質問したわけではないということを御承知おきください。

しかしながら、維持や徴収についての課題も多分大きいのだなと思います。樹木葬など新しい供養形態も様々対応して今後ますます広がっていくと思いますけれども、今後検討して逐一議会に御報告いただければと思います。

次に、市営住宅整備事業です。不正入居の収入超過が1,714件あったということであります。収入申告率が98%の中で起こったことと思いますけれども、この収入についての審査の厳格さというのは、どのように行われているのかお伺いします。

○主査（中島隆治君） 住宅管理課長。

○住宅管理課長 市営住宅につきましては、毎年全入居者に対して収入申告というものをいただいております。収入申告に関しましては、前年度の所得であったり、あとは年金の額であったり、そのような必要書類を添付していただく形にはなっておりますが、利用者の御同意を得られた方に関しましては、マイナンバーを通じて所得額等確認をしておりますので、添付書類は不要という扱いしております。

収入超過の状況なんですけど、やはり一時的に例えば退職金等で収入が上がったりというケー

スもございますし、やはり収入自体が上がっていった市営住宅の入居収入基準を超えておるというケースもございます。

また、超えた状態も、それが恒常的なものなのか、もしくはその年だけの一時的なものだけなのかという違いもございます。継続して収入が超えている場合は、明渡しの努力義務という形で民間住宅や他の公的賃貸住宅、例えばURとか公社とか、そういうところへの御案内などもさせていただいておるところでございます。以上です。

○主査（中島隆治君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） そうしますと、98%の収入申告率ということで、2%申告がないということですが、この理由は何なんでしょうか。

○主査（中島隆治君） 住宅管理課長。

○住宅管理課長 収入申告自体がなされていないというケースは、基本的には我々から何度も電話であったり郵便であったり、そういう形で申告のお願いをしてもなおいただけないという状況で、想像されるケースとしては、長期不在であったり、長期の入院であったりという形になります。

ただ一方で、収入申告がなされていないと家賃の算定の基礎になる額が分かりませんので、翌年度の家賃が近傍同種の額と言いまして、近隣の民間住宅の家賃の額と同額になるということで、かなり高くなります。ですので、申告をなされない方については、基本的にはそのような形となりますので、ごく僅かではありますが、何らか申告ができない事情があるものかと思われます。

そういった中で、収入申告自体、例えば認知症などで申告自体ができないという方もやはりいらっしゃるということで、そういう方々にとっては収入申告の免除という制度も今設けておるところです。以上です。

○主査（中島隆治君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） 分かりました。

いずれにしても、福祉の面とリンクしながら丁寧な御対応をさせていただいていると思います。今後もより細かな一層の御対応をお願いいたします。

特定目的市営住宅についての御回答ありがとうございました。パートナーシップ宣誓制度に基づいて入居された方というのは、決算でどれくらいいらっしゃいますでしょうか。

○主査（中島隆治君） 住宅管理課長。

○住宅管理課長 パートナーシップ宣誓制度による市営住宅の入居状況についてお答えいたします。

令和元年8月からパートナーシップの入居可能という制度を始めましたが、現在までに入居実績は2件となっております。以上です。

○主査（中島隆治君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） パートナースhipはさらに広報が必要だと思いますので、その辺の周知もよろしくお願いいたします。

市営住宅も様々な問題を抱えて、維持管理だとか、建て直し集約だとかありますけれども、いろいろ工夫もなさっているとも承知しております。エレベーターがない4・5階だとか、立地条件が悪いところ、利便性が悪いところは大変不人気で空き室ということで苦慮されていると思います。

例えば尼崎市とでは、市の新たな取組として、募集対象も全国から可能として、公募に支障がない範囲で入居者自身の自己負担でDIYを行えるという新しい制度が新設されました。入居者が設備の新設や仕上げ材の変更、間取りの変更など室内を自分カラーに変えることができるという若者にも刺さるような政策と思っておりますが、このような新たな取組に対する市の見解をお伺いします。

○主査（中島隆治君） 住宅計画課長。

○住宅計画課長 市営住宅の空き住戸を活用した新たな取組について、御答弁させていただきます。

確かに4・5階のエレベーターがないタイプの建物については、上のほうは空いていまして、狭い階段室をぐるぐる上がっていくようなところで、なかなか空き住宅が埋まっていないという状況にあるんですけれども、こういった住宅の活用事例なんかを今公共施設マネジメントの市営住宅のマネジメントの検討の中で、例えばリノベーションをして使うとか、目的外利用で本来の入居対象にならない方に対しても活用を検討してみるとか、そのあたりで少しでも空きが埋まるようにできないかというのを少し検討しております。

市営住宅以外のURだったり、市とか県の公社だったり、こういったいろんなところも通常の退去後修繕以上に何か新しい要素を取り込んだりとか、そういったことなどをされていますので、そのあたりは研究をして進めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○主査（中島隆治君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） 研究が進められるということで期待をしております。

新しい取組というのは、新しい世代を呼び込むことにもつながりますし、DIYができるとか、いろいろな可能性が広がりますと、若者や小さな子育て世代などが大変入居に興味を持っていただけたと思います。団地の活性化と世代間交流というのをかなえることになると思いますし、また、北九州市の場合は市内移住だとか市内に勤務している者という入居の要件がありますが、その募集対象を全国から可能とすることによって定住・移住にもつながっていくと思いますので、部局を超えてぜひ取り組んでいただきたいと、これは要望いたします。

様々な町の事例があると思いますので、その都度議会にもいろいろお示しいただいて方向性を御報告いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

時間がないので、屋外広告物条例の件であります。

本市の条例の目的も、町の良好な景観の形成や風致の維持、そして公衆に対する危害を防止するということで条例ができております。

アドトラックは、私もいろいろ今でも見ます。一時期よりも音とかが小さくなったとは感じていますが、子供たちの通学路、幹線道路ですけれども、そこでも見るようになっていました。東京都では広告宣伝車両に対する規制を条例の中に入れたりだとか、条例改正をしたりだとか、福岡市でも最近アドトラックの調査をして規制の調査に乗り出すなど、町の趣や味わいが損なわれないように、彩りある町の実現に向けて各地でやっていっていると思います。

本市では、今後どのような対応をするのでしょうか。予定がありましたら教えてください。

○主査（中島隆治君） 管理課長。

○管理課長 委員がおっしゃられましたように、東京都におきましては、都外ナンバーのものが都内で走行するということについて、昨年の6月から規制を強化したというのがございますし、福岡市におきましても規制の強化の方針だということで、現在調査等実施していると聞いてございます。

本市におきましては、まずはその実態でありますとか、こういった東京都でありますとか福岡市、こういったものの状況を情報収集した上で、今後考えてまいりたいと思います。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 村上委員。

○委員（村上さとし君） 実態調査も他都市がやり始めたからというのではなくて、本市独自でまずはやっていただけたらと思って、ちょっとそこは残念であります。時代を先取りするような政策をやっていただきたい。

アドトラックはもう何年も前から多分いろんな声が届いていると思いますので、進めていただきたいと思います。これについて景観アドバイザーなどから、これまで何か意見は出たことはありますか。

○主査（中島隆治君） 管理課長。

○管理課長 ちょっと私どもでは意見があったかどうかというのは把握してございません。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 村上委員。

○委員（村上さとし君） アドトラックについては、性風俗業界の広告宣伝というのをよく見まして、これが子供たちの目に映ることがどうなのかとか、健全な育成にとってどうなのかという視点もあります。これは安心・安全条例に関わるようなことなのかもしれませんが、特にそういった性風俗業界への広告というのは女性向けのものが多くて、北九州市は10代の人工妊娠中絶率が全国平均を上回っているような状況ですし、この派手な広告が女性の働く可能性を狭めてしまうものではないかという問題意識も持っております。

これは屋外広告物として、ぜひ都市整備局が中心となって、早めに対応をしていただくよう

強く要望して質問を終わります。

○主査（中島隆治君） 井上委員。

○委員（井上純子君） 私から何点か質問と要望を先にさせていただきたいと思います。

まず、執行部からの配付資料につきまして、以前、武内市政になるまでは行政評価も決算特別委員会のフォルダに入っていたんですけど、今それがなくなっているのも、今後また復活していただきたいということと、あと武内市政になって公共施設白書が決算時に間に合うようになりましたので、こちらの資料も格納いただくことを要望いたします。

そして、この行政評価から1つ要望です。これは折尾地区総合整備事業の都市構造ですか、折尾駅周辺のにぎわいづくりということでイベントをたくさん実施することを図っているんですけども、K P I が回数になっていまして、にぎわいのためなら集客に近い、集客に直接影響するK P I に設定を見直してほしいなど。7,000万円の決算額で129回開催したから順調だというのはもうちょっと検証が欲しいなと思います。よろしくお願いいたします。

では、質問に移ります。

市営住宅の管理について、もう多くの委員からいろいろと質問と要望が出ていますので、1点だけ、公共施設白書を見ていると、まず機能を廃止した団地が今27団地85棟もあるということで、ここは早急な売却を要望します。

そして、機能していないんだけど入居率がゼロ%なのが13団地ありまして、この中の塔野団地に関しては13棟もある大きな団地として、この方針が分かれば教えてください。

あと、市営の霊園の取扱いについてなんですけれど、いろいろと今土葬について声を受けておりまして、土葬を希望された場合に、市営霊園に関しては土葬利用が可能なのか、もし受け入れていない場合は、取扱いのルールがあれば教えてください。

最後に、有料公園の経営状況について、市内6か所あって、トータル収支が2億円赤字ということで、唯一黒字が到津の森公園だけなんです。

この中で約50万人、一番集客する響灘緑地グリーンパークが7億円赤字であること、これはもったいないと思っていまして、小倉城庭園が今約30万人に届こうかということですのですごく目立っていますけど、私はグリーンパークのほうがすごいと思っっているんです。若松出身だからこそ、あのグリーンパークが以前どれだけ人が少なかったかというのを知っていまして、今見違えるほど人が増えているんです。中の投資も物すごく進んでいて、なのに料金が原因で売上げが少ないと思って、到津の森は大人800円、響灘緑地大人150円、子供70円と、激安でめちゃくちゃいいコンテンツづくりになっています。今この差がちょっとすごいなと思っていまして、このあたりの何か今後の収支改善の工夫など何かあれば教えてください。以上です。

○主査（中島隆治君） 住宅計画課長。

○住宅計画課長 塔野団地の活用計画についてお答えいたします。

塔野団地は、コンクリートブロック造の平家建ての建物が13棟ございました。こちらは公共

施設マネジメント実行計画に基づいて、老朽化した市営住宅の集約建て替えを行う中で、こちらに住まわれた方々が八幡西区の萩原団地に移転をして、入居者の移転が完了した団地となっております。

市営住宅のこういった集約建て替え等によって生じた用地については、まちづくりの視点を取り入れながら、民間売却や貸付けなどによって積極的な利活用を図ってまいりたいなということ考えております。

そのため、昨年度に敷地の測量ですとか、建物のアスベスト調査、こういったものを行って跡地活用に向けたその準備を今進めてきたところでございます。

この団地はかなりまとまった土地で、一定の規模がありますので、まちづくりとして何か有効な活用ができないかということで、今後になるんですけれども、公共利用の有無等を確認した上で有効な活用が図られるよう、関係部局と連携して取り組んでまいりたいなと考えてございます。以上です。

○主査（中島隆治君） 公園管理課長。

○公園管理課長 霊園の除草について御説明します。

区画の使用許可という形になりますので、区画の中の除草、草抜きというのは、その許可を受けた者が対応するという形になります。

すみません、除草と勘違いしました。申し訳ございません。土葬につきましては、基本的に今我々の整理としましては、焼却、焼骨、焼いた骨を埋設所蔵すると考えております。

手続的にも火葬場から埋葬許可証明書というところを我々は確認をして許可を出しているという形になっていますので、基本的に焼いていただいて持ってくるということでやっております。申し訳ございません。

それと、有料公園につきましては都市戦略局が全て管理しております。指定管理者で有料公園を管理しておりますので、申し訳ございません、そちらの担当となります。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 井上委員。

○委員（井上純子君） 御答弁ありがとうございます。

なるほど、有料公園、これ全部都市戦略局に今行っているんですね。なるほど、分かりました。これは別途進めたいと思います。

では、市営住宅の塔野団地です。13棟の大きな敷地で、もう移転が全部完了しているということで、ほかの1棟、2棟の廃止した団地に比べればここは本当に大きな団地だからこそ、動いていないのがちょっともったいないなと思っていたので、それに向けて進んでいるのであればよかったなと思っています。今様々な用途が決まっていなかったりいろいろ含まれた答弁をいただいたかと思うんですけれども、やはりここは民間売却、民間に渡す、民間に売るに1本で検討いただきたいなと。

また、公共でどこかの部署が使いませんかとか言ったら、また何か無駄な箱物とかできてしまったり、何の税金にもならないのにどんどんお金がかかるという仕組みになってしまいますので、まずは売ること、そして固定資産税収入としていただきたいなど。企業であれば法人税になりますし、住まいができれば住民税にもなりますので、ぜひここは必ず民間売却を進めていただきたいということを要望いたします。

市営霊園につきまして、よかったです。最初草刈りの話をされたから、私の発音が悪かったかなとちょっと焦って、分かりにくくてすみません。

土葬について、火葬を限定として火葬場から証明書をもって許可を出すということで、結果として火葬の方だけを受け入れるということの取扱いと理解しました。今後もそのようによろしく願いいたします。

有料公園につきましては、またちょっと都市戦略局なり個別に進めていきたいと思います。以上で終わります。

○主査（中島隆治君） 質疑は全て終わりました。以上で本日の議案の審査を終わります。

明日は午前10時から危機管理室及び消防局関係議案の審査を行います。

本日は以上で閉会します。

令和6年度決算特別委員会 第3分科会	主査	中島隆治	㊟
	副主査	田仲常郎	㊟